

# なぎりやはいじあと

## 菜切谷廃寺跡

宮城県加美郡加美町



金堂基壇跡



基壇上の石碑

## 【基本情報】

遺跡名 菜切谷廃寺跡（なぎりやはいじあと）

所在地 宮城県加美郡加美町菜切谷字清水

指定 県史跡（昭和 31（1956）年 9月 15 日）

立地環境と遺跡の規模 大崎平野西部、鳴瀬川左岸の標高約 40m の丘陵端部。遺跡範囲は東西約 100m、南北 100m。

遺跡の年代 7世紀末～10世紀

遺跡の概要 飛鳥～平安時代の寺院跡。地方豪族の氏寺から、城生柵創建後は附屬寺院となる。面的な発掘調査は金堂基壇跡でしか行われていないが、道路拡張・下水道埋設工事に伴う調査では、大型の柱穴・区画溝・基礎構築時の土探穴などが確認されている。

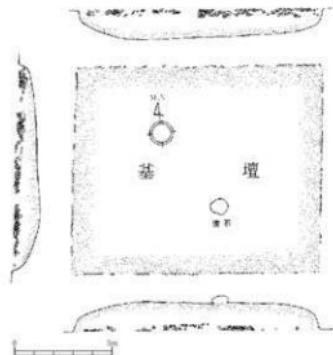
発掘調査初年 昭和 30（1955）年

「発掘調査成果編」の参照ページ 第 2 分冊 pp.245-246

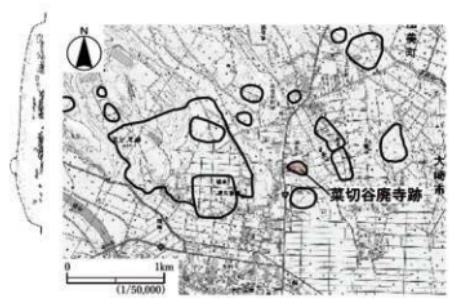
菜切谷廃寺跡は、遺跡の範囲が約 1.8 万 m<sup>2</sup>あり、現況は田畠・宅地である。そのうち、金堂基壇跡が所在する約 500 m<sup>2</sup>が県指定史跡範囲となっており公有化されている。なお、その範囲は昭和 30（1955）年に発掘調査が実施されており、宮城県教育委員会が実施した最初のものとして広く知られている。

金堂基壇跡には、県知事の揮毫による記念碑、発掘調査を担当した伊東信雄氏による調査概要を記した石碑、そのほかに説明版が設置されている。基壇跡は現在でも土壇状の高まりを確認することができ、その範囲は地域住民により年数回の草刈が行われている。なお現在、基壇上には数個の礎石状の大石が存在しているが、元位置を保っているものではないため、金堂建物の規模を示すものではない。

吉田 桂（加美町教育委員会）



金堂基壇跡



遺跡の位置図

こ がね やま さんきん い せき  
**黄金山産金遺跡**

宮城県涌谷町



遺跡遠景



天平ろまん館

平成6(1994)年、歴史を愛する心を涵養するとともに、観光・交流の拠点づくりに資することを目的とし「わくや万葉の里」として涌谷町で整備。史跡内は、産金を記念して建立された仏堂跡と、その由緒を伝える「黄金山神社」が静謐な空間を創り出している。音声ガイド、多言語対応の説明板により史跡や日本遺産ストーリーについてご紹介するほか、茶室「くがね庵」や「天平ろまん館」と併せ、天平の産金に想いを馳せていただけるよう活用の取り組みを続いている。

福山宗志(涌谷町教育委員会)



整備計画全体図



遺跡の位置図

## 【基本情報】

**遺跡名** 黄金山産金遺跡（こがねやまさんきんいせき）**所在地** 宮城県遠都郡涌谷字黄金山ほか**指定の有無と指定年月日** 国史跡（昭和42(1967)年12月15日）、日本遺産構成文化財（令和元(2019)年5月20日）**立地環境と遺跡の規模** 大崎平野東端、麓岳丘陵南麓で西に向かって開く標高27～36mの谷間。遺跡範囲は東西約500m、南北約150m、面積約4.3ha**遺跡の年代** 8世紀中葉～10世紀**遺跡の概要** 奈良時代に天平産金を記念し建立された仏堂跡。現存する黄金山神社、遺跡内で砂金採取できることから産金関係遺跡として国史跡に指定されている。**発掘調査初年** 昭和32(1957)年**整備実施年** 平成元(1989)年～平成6(1994)年**「発掘調査成果編」の参照ページ** 第2分冊 pp.251-252

## [関連文献]

涌谷町1990『わくや万葉の里づくり事業計画報告書』、東北工業大学建築学科計画・設計研究室

涌谷町教育委員会1996『黄金山産金遺跡・黄金山南遺跡』

わくや万葉の里歴史館2012『わくや万葉の里 天平ろまん館ガイドブック』

た が じょう はい じ あと  
**多賀城廃寺跡**

宮城県多賀城市



塔跡の心礎、礎石（手前）と金堂跡（奥）

## 【基本情報】

遺跡名 多賀城廃寺跡（たがじょうはいじあと）

所在地 宮城県多賀城市高崎

指定の有無と指定年月日 特別史跡「多賀城跡附寺跡」、史

跡指定大正 11 (1922) 年 10 月 12 日、特別史跡指定昭和  
41 (1966) 年 4 月 11 日立地環境と遺跡の規模 仙台平野の北端、南西側に舌状に  
張り出した標高約 18 ~ 21m の丘陵上。面積約 5ha。

遺跡の年代 8 世紀前葉～12 世紀頃

遺跡の概要 多賀城跡政府から南東約 1.2km に位置する、  
陸奥国府多賀城の付属寺院。東に三重塔、西に東面する  
金堂、両者の南方中央には門が、中央北方には講堂が置  
かれ、門の左右から築地塀が延び、講堂の左右に取り付く。  
鐘楼、経樓、大房、小子房、東西倉なども確認されている。

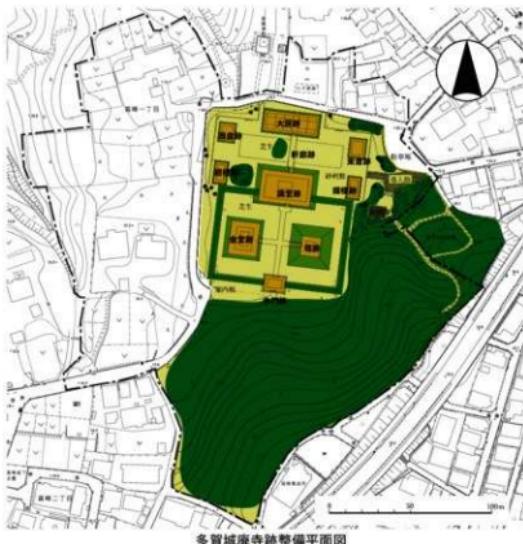
発掘調査初年 昭和 36 (1961) 年

整備実施年 昭和 41 (1966) 年

「発掘調査成果編」の参照ページ 第 2 分冊 pp.253-258



遺跡位置図



### 1 遺跡の発見から保存、調査、整備までの経緯

多賀城廃寺跡は、多賀城跡と同時に行われた内務省史蹟名勝天然紀念物調査会の調査において、堂塔の基壇や礎石が確認され、多賀城跡と同種の古瓦が採取されることから、多賀城と同時期の寺院跡として大正11(1922)年に多賀城跡附寺跡として史跡に指定された。発掘調査は昭和36(1961)年から実施され、昭和41(1966)年には特別史跡に指定された。これを記念して同年、多賀城町(当時)は特別史跡多賀城跡附寺跡環境整備委員会を設け、多賀城廃寺跡の環境整備事業に着手した。委員会では全体計画、各遺構の表示方法、植栽などが詳細に検討され、その後、奈良国立文化財研究所(当時)の牛川喜幸氏を中心となって整備実施案が作成された。整備工事は宮城県土木部計画課、多賀城町教育委員会の管理の下に進められ、昭和43(1968)年度末に竣工した。

### 2 多賀城廃寺跡の整備のコンセプト

多賀城廃寺跡の整備は、発掘調査で明らかとなった遺構を、芝生と舗装により造園的に整備し、遺構の規模や配置を見学者に明確に表示するとともに、緑化修景によって地域社会の人々に休養の場を提供することを目的として実施された。

遺跡の保存や遺構の表示のみならず、緑の環境創出にも重点が置かれていたが、その背景には、当時、仙台市と塩竈市の間に位置する多賀城町は、工場建設や住宅用地造成などが相次いでおり、特に多賀城廃寺跡に隣接する地区は、海軍工廠の跡地が戦後開放されたため、住宅地として開発され、住宅や会社の寮などが密集していたことから、史跡整備によって都市の一角に調和を提供する場を形成しようとしていたことがうかがえる。

### 3 遺跡整備の概要とみどころ

多賀城廃寺跡の整備では、主要伽藍のほぼ全域が公有化されている。遺構の表現として、築地壝によって閉まれた中門・塔・金堂・講堂、その北側に配置された鐘楼・経棲、東西廻廊・軒廊・僧房(大房)などを表示とともに、説明板、照明灯、公衆便所等の便益施設や、回廊、給排水等の管理施設が設置されている。

#### (1) 遺構表示

建物跡の表示として、基壇を盛土によって保護・造成し、遺存する礎石はそのまま露出展示されている。これは当時の遺構そのものを見てもらいたいという考えによるものである。基壇上面は、当初蔚田では建物の内部に当たる部分は三合土舗装を、軒廻りは張芝を原則とすることとしてい



南門跡（手前）、塔跡（右）、金堂跡（左）、講堂跡（奥）

金堂跡

金堂跡基壇上面

東倉跡

築地塙跡

たが、実施に当たっては、基壇の大きさを示すため、基壇上面は全て三和土舗装が行われた。その際、建物内部と軒廻りとを区別できるように、凝灰岩切石で仕切り、着色三和土により色分けされていた。なお、塔や講堂では基壇周囲の地下遺構の保存のため、基壇を示す凝灰岩切石は実際の基壇各辺より50cm外にずらして設置されている。

塔跡の遺構表示について、計画段階では、発掘調査で検出された塔の羽目石を樹脂で硬化し、プラスチック等の覆いをして展示し、将来その結果を見て、東側の羽目石と基壇周囲の玉石敷きを全面的に展示することも検討されていたが、実施設計の段階で、凝灰岩の冬期における凍結崩壊を防止することが技術的に困難であると判断して実施が見送られ、他の建物跡と同様、基壇を盛土整形した上に張芝をし、基壇上面には礎石を露出して三和土舗装されている。築地塙跡は犬走りを含めた想定輪郭を表現するために基底幅3.6m、高さ1mの堤状に盛土整形し、その上にイヌツゲを植栽することによって塙の遮蔽感が表現されている。特に中門や講堂への取り付き部では、築地塙が建物に取り付くときと同じように、基壇面に乗り上げるように盛土し、芝が張られている。

## （2）植栽

整備以前は、遺跡の周辺一帯は雜草やササ類の密生したアカマツ・スギ林であった。当初、建物遺構の基壇上の樹木は伐採する方針としていたが、実施に当たり地域内に、より多くの緑を残すため、遺構を破壊するおそれのないものは極力残された。新規の植栽は灌木を主とし、遺跡の周辺部、特に道路近くでは緩衝的な境栽となるようドウダンツツジ・アセビ・ヒイラギナンテンが混植され、高木植栽はケヤキ15本程度に抑えられた。

### （3）便益・管理施設

史跡公園の導入口は北東側と南西側の2箇所とし、北東側には石壁敷きの導入路が設けられ、普通車が10台程度利用できる駐車場が設けられている。導入路の南側には、寺跡から出土した遺物の収納、展示や整備後の寺跡の管理のため、展示室とトイレを付設した鉄筋コンクリート造、建築面積46m<sup>2</sup>の小規模な収蔵庫が建設された。遺物等はその後、別の施設に保管されることとなり、現在は車いすで利用可能なトイレに改修され、多賀城廃寺跡の管理事務所兼倉庫として使用されている。

### 4 整備の成果と課題

多賀城廃寺跡の環境整備は、施工から50年が経過したことにより三和土舗装などに劣化は見られるものの、遺跡



中門南西側の導入口

総合説明板  
標識

フェンス、照明灯、植栽

遺構名称標識

遺構説明板

整備の古典的作品として落ち着いた雰囲気を醸成しており、全体を通してみれば非常に良い歳の取り方をしているように感じるが、いくつかの課題もみられる。

### (1) 動線、エリア、計画

全体の配置計画について、当初、基本方針では南を正面として利用できるように計画されていたが、用地が取得できなかったため、駐車場を仮に北東側に設置せざるを得なかつたという経緯があった。現在では南半部の公有地化も進捗したことから、今後、駐車場や見学動線などについて、再度、検討し直しても良い時期に来ていると思われる。

### (2) 遺構表示

建物遺構の表現については、実物の礎石を露出することを原則とし、建物と基壇の平面的な規模を表示する手法で統一されている。一方、発掘調査では各建物跡の基壇の構造や変遷などが解明されており、例えば創建時の塔は基壇化粧に高さ1mほどの羽目石が使用されており、基壇上面に切石が敷き詰められていること、塔、金堂、講堂では当初、基壇には凝灰岩切石が使われていたが、ある時期に安山岩の自然石を用いた基壇につくり変えられていたことなどがわかっているが、このような各遺構の特徴を現地で表現することは出来ていない。

また、基壇建物と基壇がない建物との違いを間知石の積み方を変えることにより表現しているが、一般の人がそれを現地で認知し、意味を理解することは困難である。発掘調査の成果は遺構表示で伝えることが望ましいが、それに限界がある場合、遺構整備に込めた意味をうまく来訪者に伝えるために、説明版やその他補助的な手法により説明を加えていく工夫が必要である。現在、多賀城市教育委員会がAR・VRを活用したアプリの運用をしており、伽藍建物の復元を現地で再現することが可能となっているが、多様なニーズに応えるために、さらにきめ細かく遺構表示や解説の在り方を検討する必要がある。

### (3) 経年による変化

史跡整備が数年により変化していくことは避けられないことである。建物跡の基壇上面の三和土舗装は、現在では舗表面は部分的に風化して土壌化している。このことは整備直後から予想されたことであり、報告書でも、補修の必要性や、より恒久的な舗装材の導入を考慮する必要性を指摘している。ただし、現状でその劣化の仕方は自然を感じであり庵寺跡の景観を著しく損ねているわけではない。むしろ50年間のエイジングの在り方を考えるよい事例と捉えた。



また、植栽については、緑地創出のために選択的に残置した樹木が成長し、基壇上に位置するものは地下造構への影響が懸念されるようになってきた。造構保存や整備空間の見せ方と緑化形成との兼ね合いを意識した緑化修景の在り方を検討することも必要と思われる。

## 5 今後の保存、活用の在り方

多賀城廃寺跡は「調査済み」、「整備済み」の遺跡を受け取られながらあるが、寺域四至の解明や、食堂跡など主要伽藍の外の状況など、調査に関する課題も多く、国内の史跡整備の先駆けとなった環境整備についても、当時の条件が整わずに見送った計画や整備手法などのいくつかは、50年経過した今の時点で改良できる課題が多い。

さらに、近年は「文化財の活用」への取り組みが強く求められている。多賀城廃寺跡を整備した時点で念頭に置いていた活用は、史跡の見学であり、園内を散策し、休養の場として利用することであった。この考えは今も変わらないが、現在、発掘調査成果を見学者に伝える手法は多様化しており、今後は史跡でしかできない体験などをプログラ

ムした活用メニューなどの展開も望まれる。一方で、多賀城市が主体となって多賀城跡で毎年実施しているあやめまつりや、近年実施している光を使ったアートイベントなど、史跡をユニークベニュー（特別な場所）とした活用には、これまで史跡に興味がなかった人たちを史跡に誘導する効果がみられる。

## 6 おわりに

昭和30年代後半に、当時、最先端の手法と理念で実施された多賀城廃寺跡の調査と整備は、我が国の発掘調査史においても、史跡整備史においてもすっかり古典的な存在となつたといえる。現在、発掘調査と環境整備については主軸が多賀城跡に移っており、多賀城廃寺跡における調査や整備の計画は今のところない。しかし、遺跡の保存活用上、まだまだ解決されていない課題や、現在の視点で更に保全、調査、整備、活用のために手を加えなければならぬ点があり、その解決に向けた取り組みを継続していくことが望まれる。

白崎恵介（宮城県教育委員会）

### 【関連文献】

- 白崎恵介 2018 「多賀城廃寺跡の調査と整備の歴史」『遺跡学研究 第15号』日本遺跡学会  
宮城県教育委員会・多賀城町 1970 『多賀城跡調査報告－多賀城廃寺跡－』

むつこくぶんじあと むつこくぶんにじあと  
**陸奥国分寺跡、陸奥国分尼寺跡**

宮城県仙台市



史跡陸奥国分寺・尼寺跡ガイダンス施設の休息施設「天平廻廊」

【基本情報】

**遺跡名** 陸奥国分寺跡、陸奥国分尼寺跡

(むつこくぶんじあと、むつこくぶんにじあと)

**所在地** 仙台市若林区木ノ下、宮城野区白萩町、宮千代

**指定の有無と指定年月日**

国史跡（国分寺跡：大正 11（1922）年 10 月 12 日、

国分尼寺跡：昭和 23（1948）年 6 月 22 日）

**立地環境と遺跡の規模** 仙台中町段丘の東端、標高 13

～15m の河岸段丘。遺跡の範囲は、国分寺跡が東西 300m、南北約 350m、面積は約 9.1ha、国分尼寺跡が東西約 220m、南北約 220m、面積は約 3.9ha。

**遺跡の年代** 8世紀中頃～10世紀

**遺跡の概要** 国分寺跡・尼寺跡は、天平 13（741）年の聖

武天皇の勅願により建立された国分寺・尼寺である。

**発掘調査初年** 国分寺跡：昭和 30（1955）年

国分尼寺跡：昭和 39（1964）年

**整備実施年** 国分寺跡：昭和 47（1972）年～

国分尼寺跡：昭和 44（1969）年

「発掘調査成果編」の参照ページ 第 2 分冊 pp.267-278



遺跡の位置図



遺跡全体の空撮写真

#### 遺跡整備の経緯

陸奥国分寺跡及び陸奥国分尼寺跡は、天平 13 (741) 年の聖武天皇の勅願により全国に建立された国分寺・尼寺の一つであり、全国に建立された国分寺・尼寺の中でも北にある。両寺院は直線距離で約 500m 離れており、現在も寺域内には国分寺と国分尼寺がある。

史跡指定は、陸奥国分寺跡が大正 11 (1922) 年、陸奥国分尼寺跡が昭和 23 (1948) 年である。陸奥国分寺跡では、昭和 30 ~ 34 (1955 ~ 1959) 年と昭和 42 (1967) 年の発掘調査、昭和 47 ~ 58 (1972 ~ 1983) 年に行われた発掘調査の成果に基づいて、昭和 47 ~ 58 年 (1972 ~ 1983) にかけて金堂跡や中門跡、塔跡などの主要な部分について復元整備 (遺構標示) が行われた。昭和 43 (1968) 年からは、史跡地内の公有化事業が進められ、現在までに史跡地南部では完了している。

陸奥国分尼寺跡については、昭和 39 (1964) 年の発掘調査成果に基づいて、昭和 43 ~ 44 (1968 ~ 1969) 年に推定金堂部分の復元整備 (遺構標示) が行われた。史跡地の公有化事業は昭和 42 (1967) 年から継続的に進められ、平成 17 (2005) 年に完了している。

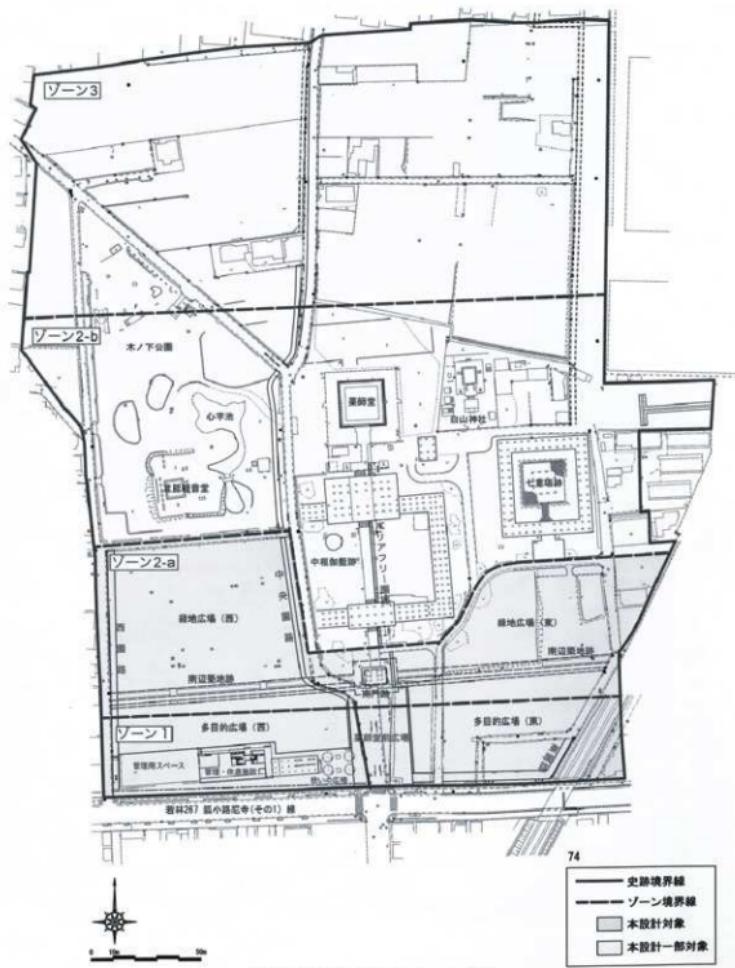
この二つの史跡は、一的な保存と活用、整備をはかるため、昭和 53 (1978) 年に第 1 次、平成元 (1989) 年に第 2 次の保存管理計画が策定され、平成 4 (1992) 年と平成 24 (2012) 年には整備基本計画が策定された。現在は第 2 次保存管理計画と平成 24 年の整備基本計画に基づき、第 1 次整備が行われた。

#### 整備・活用の基本方針

平成 24 (2012) 年の整備基本計画では、計画策定にあたり、以下の 4 つを基本方針としている。

- ① 全般的にも貴重な歴史的遺産として、恒久的な保護と未来への継承を図る。
- ② 陸奥国分寺跡・陸奥国分尼寺跡等に関する歴史の学習、体験、体感の場として活用する。
- ③ 歴史が今も生き続けている場として、地域に根差した歴史景観に配慮する。
- ④ 市民に親しまれ、多様な利活用等が可能な開拓的空間としての形態を目指す。

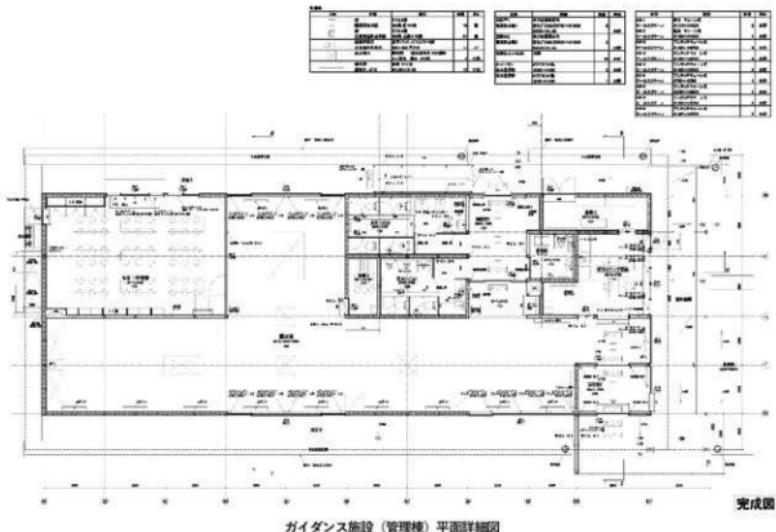
これらの方針に基づいて、史跡に関する全体的な整備活用の基本方針が定められ、陸奥国分尼寺跡については、今後の指定地内外の発掘調査による解明を待って、具体的な



陸奥国分寺跡整備計画のゾーニング図

整備計画に関する検討を行うこととされた。陸奥国分寺跡について、整備計画の対象地を3つのゾーンにわけて整備計画が策定された。整備計画の中でゾーニングされた地区は、それぞれの特性や優先度に配慮し、段階的に整備することが目指されている。

陸奥国分寺跡でのゾーニングは、伽藍域の南を区画する南門・南辺築地跡に南面する地区（ゾーン1）、現在までに発掘調査が進展している伽藍域の南半部（ゾーン2）、伽藍中枢部の北側に広がる地区（ゾーン3）である。なお、ゾーン2は、伽藍域の南を区画する南門・南辺築地



ガイダンス施設（管理棟）平面詳細図



ガイダンス施設（管理棟）



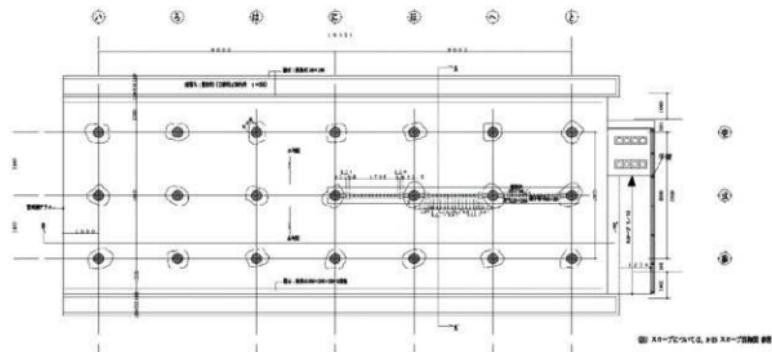
ガイダンス施設内の展示室

跡が存在した地区及び伽藍域内（2-a）と、整備が実施されている伽藍中枢部とその西側に位置する木ノ下公園（2-b）とにわけられる。

整備計画は、ゾーン1とゾーン2-a、ゾーン2-bの一部を第1次整備工事、ゾーン2-bの大半とゾーン3を第2次整備工事として行うこととされた。また、整備工事は地下鉄東西線開通を前提条件として計画されており、現在までに第1次整備工事が終了している。第1次整備工事では、対象地内に、南辺塀地跡・大溝跡の遺構標示、ガイダンス施設・休息施設の建設、園路や広場の整備、解説板・ベンチの設置が行われた。



展示状況



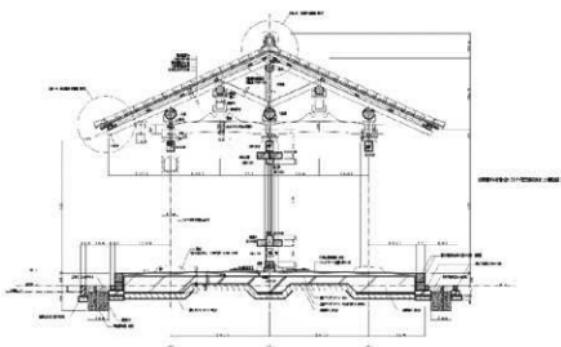
完成図

ガイダンス施設（休息棟）平面図

## 陸奥国分寺跡の整備

陸奥国分寺跡の整備は、昭和 47 ~ 58 (1972 ~ 1983) 年に行われた遺構標示と平成 27 ~ 29 (2015 ~ 2017) 年に行われたガイダンス施設等の建設を含む第1次整備工事がある。

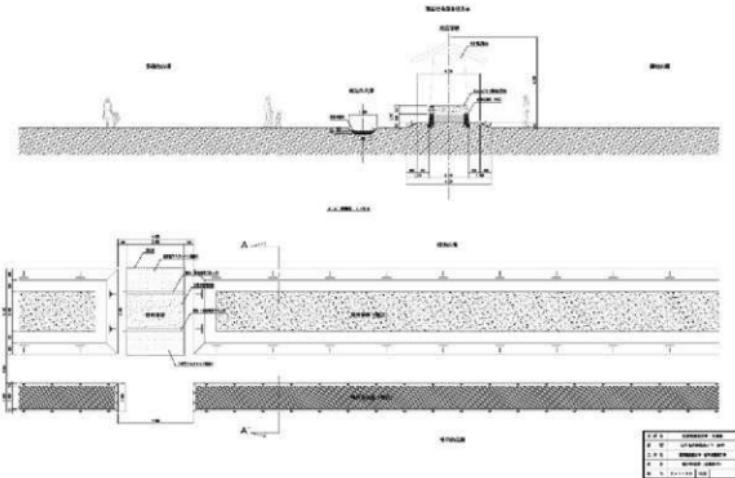
まず第1次整備工事の内容について述べると、整備の中心となるガイダンス施設は、管理棟と休息棟で構成される。管理棟は、史跡に関する展示及び見学者の作業・学習と休憩機能を持たせた建物で、陸奥国分寺跡で活動するガイドボランティアの拠点としての機能も併せ持っている。建物は木造平屋建てで、歴史的景観に配慮して、後述する休息棟の意匠と違和感のない設計となっている。仕上げの素材や色については、外装はなるべく素材それぞれが持つ自然な色を選定され、内装についても温かみがあり、親しみやすく、室内の展示を引き立てるような素材と色の選定が行われている。平面や断面についても、休息施設と柱間を統一し、屋根の勾配を同じくするなど、ガイダンス施設全体で統一感を持たせることに注意が払われている。



ガイダンス施設（休息棟）立面図



ガイダンス施設（休息棟）立面写真



南辺築地路・大溝跡遺構標示詳図



南辺築地路遺構標示



大溝跡遺構標示

休息棟は、陸奥国分寺創建当時の廻廊の意匠を踏襲し、実物大の屋外展示であり、見学者が風雨を避けたり、見学者の集合場所となったりする等、あづまやとしての機能も持っている。この休息棟は、陸奥国分寺側壁遺構物の内、廻廊の一部を実物大で復元的に再現され、意匠についても、可能な限り奈良時代の建築に倣っている。また、史跡を訪れる見学者等へのランドマークとして誘導等の役割も考慮されている。一方で、耐震性や耐久性の確保のため、意匠的に支障が生じない範囲で、構造計算に基づく必要な構造補強がされており、建物の施工性や耐候性等の向上を優先し、

必ずしも伝統工法に拘らない仕様となっている。

南辺築地跡の遺構標示は、築地跡周辺を高さ 30cm 程度盛土した上に、高さ 45cm の凝灰岩切石を配置し、カンツバキを植栽して推定される南辺築地を標示している。また、築地の南北を通行するための連絡通路部分については、築地の幅 2.1m を自然砂利舗装とし、周囲を自然色アスファルト舗装することで平面標示を行い、見学者等の歩行を妨げないように整備されている。

大溝跡は南辺築地跡に沿うように設置され、調査成果に基づき、上端幅 1.5m、底幅 90cm、深さ 30cm 程度の素掘りの溝とし、内部は豆砂利敷きで復元されている。



解説板（大）設置状況



解説板（小）設置状況

その他、南辺礎地の遺構標示を境界として、北側を緑地広場、南側を多目的広場、南大門跡の南側を薬師堂前広場として整備された。緑地広場は張芝を行い、広場西側と北側にある車道との境界部分に侵入防止を目的として木柵が設置されている。多目的広場は、一部に種子吹付を行い、草地管理の広場として整備された。薬師堂前広場は、既存の歩道を拡幅して整備され、当時の大路の路面に近い自然砂利階舗装とし、多目的広場との境界部分にサザンカの列植を行い、大路の想定幅員がわかりやすいように整備された。また、史跡全体の利便性を向上されるため、史跡地内を南北に移動するための園路整備が行われ、史跡地内の解説板やベンチ等の便益施設と夜間照明の設置も併せて行われている。解説板は、東園路から史跡を見通す位置に解説板（大）、史跡内の建物跡等に解説板（小）が設置されている。いずれも安山岩の土台とステンレスの板面下地に、解説板（大）は幅90cm、高さ45cm、解説板（小）は幅45cm、高さ45cmのアルミ製の板面が設置されている。なお、解説板（小）の土台には遺構名称が標示されている。

また、第1次整備工事とは別の解説板も設置されている。



● 解説板

解説板設置位置図



ベンチ設置状況



陸奥国分寺等を案内する各種解説板

南大門跡（仁王門）の前には、史跡の解説板に加えて、日本遺産に関する解説板や陸奥国分寺跡周辺を案内する解説板も設置されている。



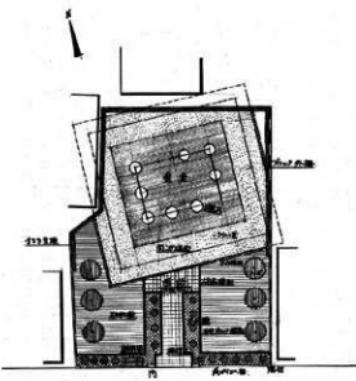
昭和47～58年整備の遺構標示（迴廊跡）



昭和47～58年整備の遺構標示（中門跡）



陸奥国分尼寺推定金堂跡の遺構標示



陸奥国分尼寺推定金堂跡遺構標示の平面図

昭和47～58（1972～1983）年の整備では、地表面に盛土を行い、遺構を保存するとともに、礎石位置や基壇範囲等を平面で標示する整備が行われた。

#### 陸奥国分尼寺跡の整備

陸奥国分尼寺跡の整備は、昭和42（1967）年に公有化した土地について、発掘調査の成果に基づき、推定金堂跡部分の遺構標示が行われている。

整備は推定金堂跡の基壇部分を、全体的に高さを道路より70cmの高さで水平にし、基壇から道路までを表面排水を考えて1%の勾配で整地している。金堂の位置は、レンガで縁取りし、基壇全体に芝が張られている。

推定金堂跡周辺は、将来的に史跡全域を環境整備するという見地から、いつでも取り外しき、造園工事は金堂跡の方向と対称とはなっていない。全体的につり合った表現方法が出来るように設計されている。そのため、金堂跡周辺の造園工事は基壇と対称とはなっておらず、園路に設置されているブロックなどは深く掘削されず置き並べる程度となっている。

関根章義（仙台市教育委員会）

#### 【関連文献】

- 仙台市教育委員会 1969『史跡陸奥国分尼寺跡環境整備並びに調査報告書』
- 仙台市教育委員会 1978『国指定史跡陸奥国分寺跡 保存管理計画策定事業報告書』
- 仙台市教育委員会 1989『史跡陸奥国分寺跡・陸奥国分尼寺跡 保存管理計画書』
- 仙台市教育委員会 1992『史跡陸奥国分寺跡保存整備基本計画』
- 仙台市教育委員会 2012『史跡陸奥国分寺・尼寺跡整備基本計画』
- 仙台市教育委員会 2017『史跡陸奥国分寺跡－整備事業報告書－』

ひでやまかまあとぐん  
日の出山窯跡群

宮城県加美郡色麻町



窯跡表示

【基本情報】

遺跡名 曜日出山窯跡群（ひのでやまかまあとぐん）

所在地 宮城県加美郡色麻町四電字東原

指定の有無と指定年月日 国史跡「日の出山瓦窯跡」、

昭和 51 (1976) 年 3 月 31 日指定

立地環境と遺跡の規模 鳴瀬川の南に伸びる標高 65m ほどの丘陵に立地する。東西約 1.5km、南北約 1km の範囲で A～F の 6 地点の窯跡群を確認。奈良時代前半における陸奥国最大の官窯。

遺跡の年代 8 世紀前半

遺跡の概要 A 地点では瓦・須恵器を焼成していた地下式窯窓 7 基が見つかっている。

発掘調査初年 昭和 44 (1969) 年

整備実施年 昭和 55 (1980) 年

「発掘調査成果編」の参照ページ 第 2 分冊 pp.281-284



位置図



### 1 遺跡の発見から保存、調査、整備までの経緯

日の出山窯跡群は大崎平野の南辺にあり、東西約1.5km、南北約1kmの範囲で、6地点で瓦窯群の存在が知られている。そのうちのA地点が国史跡に指定されており、環境整備が行われている。

遺跡は、A地点周辺地の開田工事がきっかけで発見された。昭和44(1969)年に宮城県多賀城跡調査研究所により調査が行われた。その結果、A地点では、窯は丘陵の南斜面に7基存在し、そのうち6基は瓦を焼成していたが、1基だけは須恵器を主に焼成していたことが分かった。窯は地下式の無段窯窓であり、窯の全長はおおむね5m強、幅・深さはともに1m内外である。須恵器を主体に焼成していた窯だけは、全長約2.6mとほかのものより規模がやや小さい。本瓦窯で焼成された瓦は、南方25kmの多賀城跡や多賀城庵寺跡、西北約8kmの菜切谷庵寺跡等から出土している。当時の城柵や寺院の造営の進展、並びに当時の窯業生産のあり方を解明する上で基準となる重要な遺跡であることから、昭和48(1973)年に宮城県指定の史

跡に、昭和52(1977)年には国の史跡に指定された。

地権者であった小島重治氏はこの遺跡の学術的重要性と保存の意義に理解を示し、開田計画は白紙に戻され現状保存に協力、土地を取得した色麻町により昭和55(1980)年から3か年で環境整備が実施された。

### 2 遺跡整備の概要

整備区域は南面する斜面で、史跡に指定された東西約70m、南北約20mの範囲を対象として、窯跡の遺構表示と、標柱、説明板、開柵が設置されている。整備区域の周辺は、南、東、西側は田畠となっており、北側は山林となっている。

#### ① 遺構表示

斜面北寄りに東西に並ぶ窯跡7基について、遺構の保護盛土の上に、窯跡が突出された位置にて、平面規模に合わせてサツキを密植し郊込んで表示している。

#### ② 管理施設

整備区域をコンクリート擬木製の開柵で囲っており、南東部に入口を設けている。入口からコンクリート製の階段で整備区域内部に入ることができる。



標識



駐車場入口サイン



駐車場サイン



整備区域へのアプローチ園路

#### ③ 便益施設

整備された史跡地から徒歩3分くらいのところに普通車が10台程度駐車できる砂利舗装の広場がある。

#### ④ サイン

整備区域の入口部に遺跡の概要を記した説明板が置かれている。コンクリート擬木のフレームで、青色地の鉄板に白ペンキ文字で書かれたものであり、設置から40年が経過し多少古びた感じはあるが、説明文には、整備にあたり当時の地権者から協力が得られた状況を記載するなど、遺跡保存の経緯が記されている好例である。

周辺の道路上には、史跡へアクセスするための誘導サインが設置されているほか、駐車場への導入口にも入口サインが設けられている。

#### ⑤ 緑化修景

史跡内は全面に芝が張られており、定期的な草刈り等が実施されており、良好に管理されている。

### 3 課題と展望

宮城県内の古代瓦窯跡の整備としては、木戸瓦窯跡が何

じ時期に指定され、同様の手法で整備されている。遺構の表示手法としては、斜面に築かれた窯の位置をサツキの植栽で表示するシンプルなもので、遺構表示の整備手法としては古典的なものであるが、刈込などの日常的な維持管理が良好に行われている。説明板は解説文の文字の視認性が悪くなっている、コンクリート擬木製の開口部も含めて設置年度相応の古めかしさを感じるもの、劣化や破損は避けではなく、整備区域全体としては持続可能性のある整備手法といえる。ただし、窯跡の表示に関しては、その配置状況とおおよその規模しか伝えることができないので、遺跡や遺構の変遷や構造など、もう少し詳しく遺跡を理解してもらうためには、説明板面のリニューアルなどとともに、さらなる情報提供の内容と方法の検討が望まれる。遺跡に至るアクセスの誘導サインは、簡便な鉄製の立看板とはいえ近年設置されたものである。遺跡整備から数十年が経過する遺跡では、整備後の施設更新はあまり頗るられない事例も見受けられるが、本遺跡では、必要に応じて施設の更新を図られていることは評価されよう。

白崎恵介（宮城県教育委員会）

# きどかまあとぐん 木戸窯跡群

宮城県大崎市



遺跡標柱及び説明板



窯跡群位置図

木戸瓦窯跡は、戦後の開墾などにより瓦が出土したことから知られた遺跡で、昭和30年代には東北大学、昭和40年代以降には宮城県教育委員会により調査が行われた。平成16年からは多賀城跡調査研究所による発掘調査が行われ、窯跡や生産した瓦についての詳細な情報が得られている。

これまでに、遺跡までの誘導標識や遺跡の調査成果の案内板の設置、植栽による窯跡の位置の表示が行われている。

大谷 基（大崎市教育委員会）

## 【基本情報】

遺跡名 木戸窯跡群（きどかまあとぐん）

所在地 宮城県大崎市田尻沼部字木戸ほか

## 指定の有無と指定年月日

国史跡「木戸瓦窯跡」、昭和51（1976）年3月16日

立地環境と遺跡の規模 大崎平野北部、田尻川左岸の標高20～35mの丘陵上。東西約400m、南北約900m

遺跡の年代 8世紀前半

遺跡の概要 陸奥国府多賀城政府の屋根瓦などを生産した窯跡である。昭和30年代から発掘調査が行われ、A群からC群の3つのまとまりのある窯跡が発見されている。出土した瓦は重井蓮花文軒丸瓦や手描重弧文軒平瓦、鬼板などである。

発掘調査初年 昭和33（1958）年

整備実施年 昭和51（1976）年

「発掘調査成果編」の参照ページ 第2分冊 pp.291-294



遺跡公園遠景・植栽による窯跡表示（西から）



遺跡位置図

## 【関連文献】

宮城県多賀城跡調査研究所 2005『木戸瓦窯跡群Ⅰ』多賀城跡関連遺跡発掘調査報告書第30冊

宮城県多賀城跡調査研究所 2006『木戸瓦窯跡群Ⅱ』多賀城跡関連遺跡発掘調査報告書第31冊

宮城県多賀城跡調査研究所 2007『木戸瓦窯跡群Ⅲ』多賀城跡関連遺跡発掘調査報告書第32冊

# よへえぬまかまと 与兵衛沼窯跡

宮城県仙台市



遊歩道設置の説明板(1)



橋干設置の説明板(3)

遺跡内の4箇所に説明板が設置されている。説明板は、蟹沢地区の与兵衛沼公園遊歩道脇に二柱式平看板を2箇所に、新堤地区の新堤橋に橋干取付式平看板を2箇所に設置されている。説明板には遺跡の概要と、設置箇所付近の調査成果について記述されている。

与兵衛沼窯跡では、これまでに40基の窯跡が調査され、その内の22基が調査後も現地で保存されている。しかし、現状では遺構を見ることができないため、説明板が来訪者へ窯跡の存在を周知する役割を果たしている。

関根章義（仙台市教育委員会）



説明板の位置

## 【基本情報】

遺跡名 与兵衛沼窯跡（よへえぬまかまと）

所在地 宮城県仙台市青葉区小松島新堤、宮城野区蟹沢

指定の有無 未指定

立地環境と遺跡の規模 台原・小田原丘陵ほぼ中央、標高40～75mの丘陵斜面。遺跡の範囲は東西約800m、南北約600m、面積約13.4ha。

遺跡の年代 8世紀中頃～9世紀後半

遺跡の概要 奈良・平安時代の窯跡であり、多賀城跡や陸奥国分寺跡などに製品が供給された。窯跡だけではなく、工房と考えられる遺構も検出されている。

発掘調査初年 平成18(2006)年

整備実施年 平成25(2013)年

「発掘調査成果編」の参照ページ 第2分冊 pp.331-334



遺跡の位置図

## 【関連文献】

仙台市教育委員会 2013『文化財年報34 平成24年度』

かしわ ぎ い せき  
**柏木遺跡**

宮城県多賀城市



柏木遺跡空撮

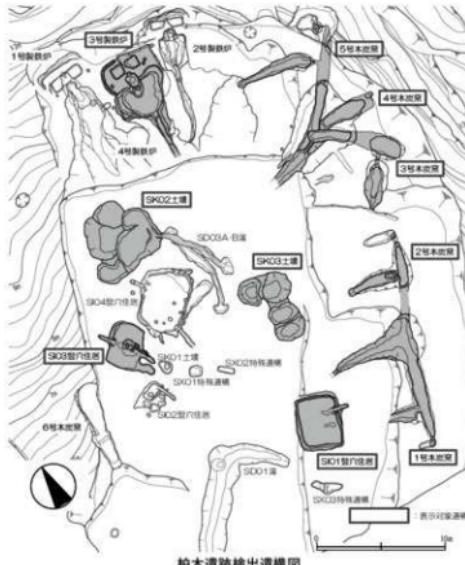
## 【基本情報】

**遺跡名** 柏木遺跡（かしわぎいせき）**所在地** 宮城県多賀城市大代 5 丁目**指定の有無と指定年月日** 特別史跡（平成 2（1990）年 6 月 28 日多賀城跡附寺跡に追加指定）**立地環境** 松島丘陵より派生する標高 6 ~ 17m の小起伏  
丘陵尾根の南側斜面。**遺跡の年代** 8 世紀**遺跡の概要** 8 世紀代の製鉄施設跡。陸奥国府多賀城直営の製鉄所であったと推察されている。**発掘調査初年** 昭和 62（1987）年**整備実施年** 平成 12（2000）~ 17（2005）年

「発掘調査成果編」の参照ページ 第 2 分冊 pp.341-344



遺跡位置図



## 1 遺跡の概要

### (1) 位置

柏遺跡は多賀城市大代5丁目に所在する遺跡である。遺跡は多賀城跡から4kmほど東方、仙台湾寄りにあって、標高15m程度の南西斜面に位置する。現在、周囲は住宅地に囲まれており、特別史跡多賀城跡指定地の一部ながらも、他の地区とは大きく異なった環境にある。

周囲には多くの遺跡が確認されている。代表的な遺跡としては、大代、枡形、砂山、薬師など、本遺跡の立地する丘陵斜面を利用した横穴群がある。また未調査ではあるが、古代の遺跡も複数確認されており、この周辺は古くから生活空間に適した場所であったことが推察されている。

## (2) 発掘調査の概要

当該地は、昭和54（1979）年度に分布調査、昭和61（1986）年度に現地踏査、昭和62（1987）年度に試掘および発掘調査を多賀城市教育委員会が行っている。調査の結果、斜面から木炭窯6基、製鉄炉4基、その下方平場から竪穴建物4基、土坑3基が発見された。

木炭窯は、いずれも丘陵を利用してトンネル状に掘り込んだ地下式窯である。6基のうち5基には前部があり、1・

2号と3・4・5号がそれぞれ共有している。

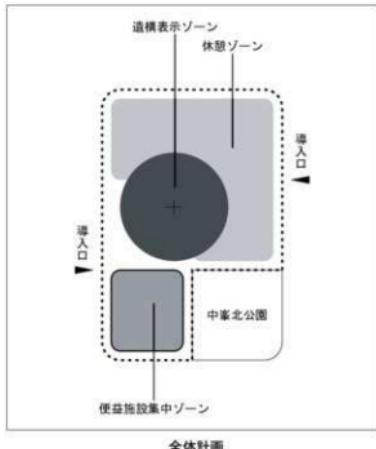
製鉄炉は、いずれも半地下式豎型炉と呼ばれる形態であり、地山を円筒形に掘り込み、上部にスア入り粘土で炉を構築し、炉の前面には組長い礪を組んでいる。炉の背後に送風管が設置され、4基のうち3基では、その後方にテラス状の送風施設跡が確認された。

竪穴建物4基のうち、1基はその位置・出土遺物などから木炭の生産管理に関係した施設として、残り3基はその出土遺物から精錬鋳冶作業場として推察されている。

土坑3基のうち2基については、遺構の状況・出土遺物から、粘土の採掘場および製鉄作業に伴う廃棄場として使用されたものと考えられている。

遺跡の年代は、出土遺物の特徴および構造の構造的特徴から8世紀代と推察され、多賀城が陸奥国府として政治文化の中心的地位を果たした時期と一致している。さらに多賀城西門前を南下する砂押川の河口近くに位置していることから、柏木遺跡は陸奥国府多賀城直営の製鉄所であったと推察されている。

以上の調査成果により、柏木遺跡は平成2(1990)年に特別史跡多賀城跡附寺跡に追加指定された。



## 2 整備事業の概要

### (1) 整備の基本方針

整備は、発掘調査の成果、解明された当遺跡の持つ歴史的位置づけや性格、検出された遺構等に関する情報を来訪者に提供することを基本方針とした。また、近隣の住宅地・児童公園と当遺跡とを有機的に関連づけ、おもに付近住民を対象として、幼児・児童から成人・高齢者まで各年代層が楽しみながら歴史を体験でき、かつ憩える場として活用できる空間を創り出すこととした。

敷地の全体計画としては、(a) 遺構表示ゾーン、(b) 便益施設集中ゾーン、(c) 休憩ゾーンの3つに分けて定めた(第28図)。中央斜面部は(a) 遺構表示ゾーンとし、発掘調査成果に基づいた遺構の表示を行い、学習施設を併設する。隣接道路の西側は(b) 便益施設集中ゾーンとし、管理施設等を集中的に配置する。さらに、敷地内で良い眺望が期待できる北部および東部の丘陵頂部を(c) 休憩ゾーンとし、休憩施設を設置することとした。

なお、過程で立体復元等も検討されていたが、基本方針はそのままに(a)のちの立体復元に影響のない平面表示に変更すること、(b) 解説板やソフト対応などで理解しやすい表現をすることとし、大きな方針自体は保持して事業を進めた。

### (2) 整備計画と工事仕様

#### ① 造成・排水



#### 【造成工】

【基本計画】 発掘調査資料等から、当時の地表面の状態を調査検討し、可能な限り旧地形の保存もしくは修復に努める。ただし、東辺斜面部の法面が崩壊している箇所を含めて、急傾斜部分において安全な勾配を確保し、土砂の流出を防ぐための法面保護を施す。

【工事仕様】 盛土については、遺構面から厚さ約80cm～100cmの遺構保護盛土を行うこととした。これにより、一部隣接道路との高低差が出るところは塀壁を設置した。遺構表示広場は調査成果のとおりに掘り下げを検討していくが、その精査を行ったところ、掘り下げていたのか否かは確証を得ないことが分かった。したがって遺構表示広場の段は表示しないこととした。

#### 【排水工】

【基本計画】 対象地内の雨水処理は原則として自然排水とするが、必要に応じて排水施設を設置する。その際、遺跡景観を考慮して排水施設の種類(開渠・暗渠・樹等)・位置・形状・材料等を選択し、対象地内で誘導した雨水の流末処理を検討する。



整備状況

〔工事仕様〕 当該敷地は、東部の丘陵に位置する休憩ゾーンを頂点に、造構表示ゾーン・便益施設集中ゾーンと低くなる。排水の全体計画として、休憩ゾーンは敷地辺に設置する開渠あるいは同ゾーン内側路に、造構表示ゾーンは便益施設集中ゾーンに、便益施設ゾーンは流末に直接接続することとした。なお側路の休憩ゾーン側路排水の一部は隣接道路側の井に直接接続している。

造構表示広場は、当初暗渠排水も検討されたが、敷地内には有効な勾配が確保できることから、自然排水とし、便益施設ゾーンに設置される開渠に集めることとした。

## ② 造構表示

〔基本計画〕 発掘調査の成果に基づき、表示対象とする造構の整理を行った上で、その表示方法や使用材料などを十分に検討する。

〔造構の選択〕 昭和62年度の調査では、半地下式竪型炉跡4基、木炭窯跡6基、竪穴建物跡4基、土坑3基が検出されている。造構の表示については、これらのうち(a)形態・機能が特徴的なもの、(b)残存状況が良く造構の内容が理解しやすいもの、(c)複雑な変遷がなく単純なもの、という観点から、i) 3号炉、ii) 1～5号木炭窯、iii) SI01・SI03竪穴建物、iv) SK02・SK03土坑の各造構を対象とした。

〔表示手法〕 基本構想時の立体復元においては、炉の実物大復元、木炭窯の道具化、発掘体験ができる砂場等が検討された。しかしこれらの造構表示手法について、(a)維持管理面やコスト面で問題があること、(b)現段階で活用プログラムの計画実施に十分な体制が準備できないことなどから改めて議論を重ね、最終的には植栽により平面表示することとした。

〔工事仕様〕 平面表示にはさまざまな手法があるが、今

回は植栽表現を試みた。具体的には後述の緑化修景で植栽される樹木とのコントラストを考え、リュウノヒゲを選択し、密植した。リュウノヒゲは、根付けば高いメンテナンス性を見込むことができる。また表示部は緩斜面であることから、リュウノヒゲ植栽範囲の周囲は玉石を並べ、土砂の流出を防ぐ仕様とした。

なお木炭窯の造構は一部地下となる箇所がある。この部分については、自然土舗装とし、他のリュウノヒゲ表示箇所と差別化した。

## ③ 学習施設

〔基本計画〕 来訪者への情報提供手段として、解説板・造構標識等、各種公開利用施設を設置する。

〔工事仕様〕 当初立体復元案のときは造構標識の導入も当然ながら検討されていた。しかしすべての造構が平面表示となつたため、総合案内広場において一括解説・案内をすべきであると考え、総合案内広場での解説板設置のみに変更した。

従来、特別史跡多賀城跡内で設置されてきた解説板フレームは、H型鋼および角型鋼管（いずれもベンキ塗り）を用いたデザインを採用してきた。このデザインはメンテナンス面において若干の検討事項がある。今回は(a)当該遺跡が多賀城跡から離れており、(b)その周辺環境に都市公的的な要素も求められていることなどから、試験的にデザイン・仕様の異なるものを採用した。具体的には、ステンレスフレーム+RC基礎とし、耐久性とメンテナンス性を向上させている。

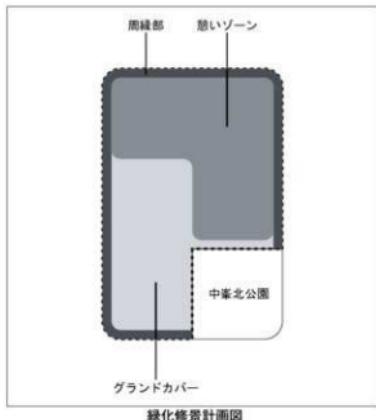
また印刷の盤面についても同様に、従来のアルフォトではなく、さらなる耐久性が見込まれる高精度焼成印刷に変更した。

## ④ 緑化修景

〔基本計画〕〔工事仕様〕 緑化修景の内容を以下のように分けて計画・施工した。

### i) 周縁部

対象地の周縁部のうち、西辺では境界を明示し、車両の乗り入れを制限するために、低木列植を行う。樹種はマサキを選択し、生け垣とした。また、北辺では隣地住宅のプライバシーを確保するため、目隠し程度の低木を植栽する。その際、隣地住宅への日照を遮らないよう十分留意した。なお周縁部擁壁上は、緩衝帯としてヒラドツツジを植栽している。



### ii) 憩いゾーン

北部・東部での丘陵頂部では、来訪者の憩いのスペースとして、緑陰の形成、樹木鑑賞の目的で中高木を植栽する。樹種はコブシ、イロハモミジ、クスギ、ウツギ、アセビ、ガマズミ等を選択した。

### iii) グランドカバー

対象地内は原則として前面に地被植物（野芝）を植え、土砂の流出を防ぐとともに、住宅街のなかのオアシスとして、柔らかい雰囲気を形成する。

### ⑤ 管理便益施設

【基本計画】 遺跡保存整備の管理上必要となる囲柵・駐車場（管理用）・ベンチ・園路・階段・照明などの諸施設を設置する。各種施設ともデザイン、使用材料などは遺跡整備にふさわしいものを計画する。その際には、幼児、高齢者などが利用しやすいように十分配慮する。

### 【工事仕様】

#### i) 園路・階段

園路は休憩ゾーンにおいてサークュレーション

を構成し、西辺・東辺それぞれの導入口と連結した。仕様は樹脂舗装とし、園路際に傾斜がある場所にはステンレス製の手すりを設置した。なお、車いすで最上部まで行くことができるよう、園路の勾配は12%以下にとどめている。

#### ii) ベンチ

ベンチは造構解説広場に2基、休憩ゾーンに1基、既製品を設置した。

#### iii) 照明

周辺の環境も考慮し、防犯灯として1基設置した。なお、設置場所はメンテナンス車両が進入できないため、可倒式ポールを採用した。

関口重樹（多賀城跡調査研究所）

### 【関連文献】

宮城県多賀城跡調査研究所 2006『宮城県多賀城跡調査研究所年報 2005 多賀城跡』

# まつしまわんせいえんいせきぐん 松島湾製塩遺跡群

宮城県宮城郡松島町、七ヶ浜町ほか



長須賀遺跡



説明板（長須賀遺跡）

松島湾製塩遺跡群は発掘調査成果編「松島湾製塩遺跡群」で報告されているように、158の遺跡が知られている。その中には、遺跡名を記した標柱や説明板が設置されているところもある。

松島町の国史跡「西の浜貝塚」は昭和57(1982)年に繩文時代の貝塚として整備が行われているが、説明板では奈良時代の製塩遺跡であることも解説されている。

また、七ヶ浜町の長須賀遺跡では、東日本大震災の復興事業として「ながすか多目的広場」が整備されている。菖蒲田海水浴場の背後地に350台以上の駐車スペースや、芝生広場や遊具広場などとともに、全長1.2kmの遊歩道などが整備されており、広場の一角には、発掘調査により平

安時代の製塩土器や骨跡が発見されたことが、写真とともに説明板で解説されている。このほか同町の表浜海水浴場の背後地に位置する表浜貝塚でも、表浜公園として80台程度の駐車場やトイレのほか、植栽と遊歩道が整備され、近隣にある高山横穴墓群の説明板と併設して、古代に製塩が行われていたことを解説する説明板が設置されている。

白崎介介 (宮城県教育委員会)



説明板（表浜貝塚）



西の浜貝塚



位置図

## 【基本情報】

### 遺跡名・所在地

松島湾製塩遺跡群（まつしまわんせいえんいせきぐん）

- ・長須賀遺跡（ながすかいせき）宮城県宮城郡七ヶ浜町
- ・表浜貝塚（おもてはまかいづか）宮城県宮城郡七ヶ浜町
- ・西の浜貝塚（にしのはまかいづか）宮城県宮城郡松島町

### 指定の有無

長須賀遺跡・表浜貝塚は未指定

### 立地環境

松島湾沿岸の標高-1~10mの海浜部及び丘陵斜面、島嶼部

### 遺跡の年代

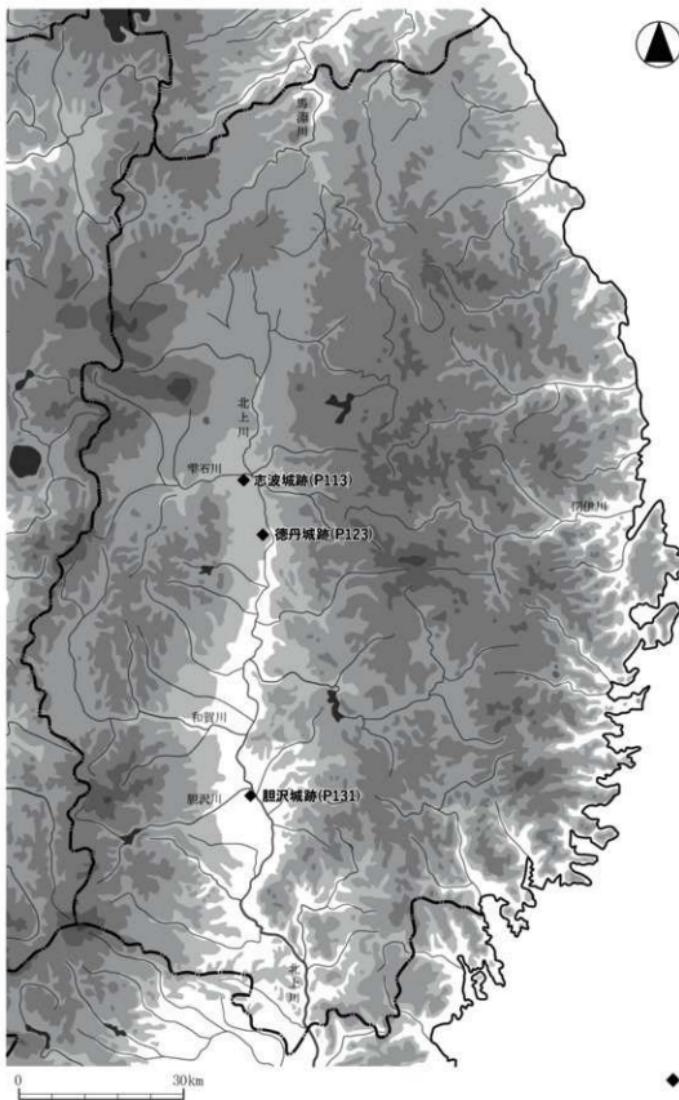
8世紀後半~11世紀

### 遺跡の概要

松島湾製塩遺跡群は、松島湾沿岸および島嶼部に位置する製塩遺構および製塩土器が出土する遺跡の総称。

「発掘調査成果編」の参照ページ 第2分冊 pp.353-356

## 岩手県



◆ 城跡



# しわじょうあと **志波城跡**



外郭南門から政庁官衙域、岩手山を望む

**【基本情報】**

遺跡名　志波城跡（しわじょうあと）

**所在地** 岩手県盛岡市下太田方八丁・中太田方八丁他

指定の有無と指定年月日

国中跡 (昭和 59 (1984) 年 9 月 14 日)

**立地環境と遺跡の規模** 低位河岸段丘、標高約130m。約1km四方。遺跡面積約75万m<sup>2</sup>。史跡指定範囲635,977.64m<sup>2</sup>。

遺跡の年代 9世紀初頭

**遺跡の概要** 延暦 22 (803) 年、桓武天皇の命を受けた坂上田村麻呂が造営した城柵。弘仁 2 (811) 年頃に文室綿麻呂によって徳丹城（矢巾町）へ移転。古代陸奥国最北で、平面規模は最大級の城柵。五間一戸の外郭南門・土手柵・最大櫓規。

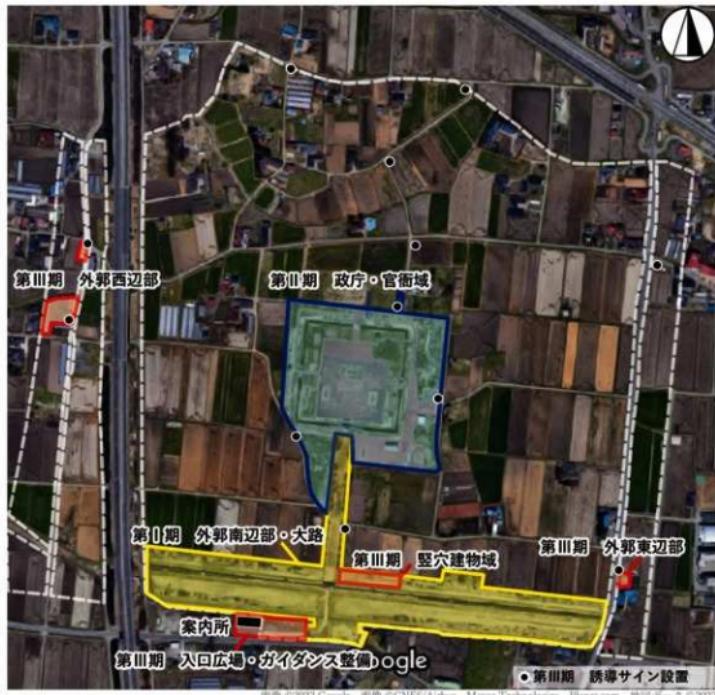
登録調査初年 昭和 51(1976) 年

整備実施年 平成 5(1993)～平成 29(2017) 年

「発掘調査成果欄」の参照ページ 第3分冊 pp.3-16



### 遺跡の位置と周辺の遺跡分布図



## 1 史跡志波城跡の概要

盛岡市は岩手県県央北部に位置する県庁所在地である。中心市街地から南西の太田地区に所在する志波城跡は、延暦 22 (803) 年に、桓武天皇の命を受けた坂上田村麻呂によって造営された城跡である。かつては字名から「太田方八丁遺跡」と呼ばれていた。

昭和 51 (1976) 年の東北縦貫自動車道建設に伴う岩手県教育委員会の発掘調査において、築地塀跡や大溝跡、多くの堅穴建物跡などが発見された。その後、盛岡市教育委員会が範囲確認調査等を継続し、それらの成果から昭和 59 (1984) 年に志波城跡として国史跡指定を受けた。

現在、主管は市教育委員会事務局歴史文化課、調査・資料収藏管理・成果報告は市の埋蔵文化財センターである市遺跡の学び館、志波城古代公園の維持管理や活用は地元任意団体の志波城跡愛護協会が指定管理者を務めている。

志波城跡は、昭和 51 (1976) 年以降の発掘調査によって、東北地方に 20 数ヶ所造られた城柵のうち、陸奥国の最北に位置し、外郭規模は最大級であることが確認された。

外郭は 840m 四方の築地塀と 928m 四方の土塁をともなう外大溝によって区画されている。外郭東辺と南辺には外郭築地塀から一町 (約 108m) 外側に、外大溝と同規模の大溝が平行して延びており、三重に区画されていた。外郭築地塀南辺中央には五間一戸の外郭南門がある。さらに対外郭築地塀をまたぐ櫓が、約 60m 間隔で設置されている。城内や南寄りには 150m 四方を築地塀で囲み、正殿・東西脇殿など 14 棟の掘立柱建物跡が配置された政庁がある。その周間に実務官衙域の建物が配置された。外郭の内側 1 町 (約 108m) 幅の範囲には、主に兵舎としての機能を持つ堅穴建物群が、1,200 ~ 2,200 栋ほど配置されていたと考えられている。

しかし、志波城は北側を流れる零石川の度重なる氾濫被害を受けたことや桓武朝末期の徳政相論など行政改革により、文室綿麻呂が造営約10年後に約10km南の徳丹城(矢巾町西徳田)に機能移転したとされる。主な建物は解体し、零石川から北上川の水運により運ばれたと考えられる。

志波城跡を保存し未来へ残すための用地公有化と保存整備は、史跡指定以降平成29(2017)年度まで続いた。

平成4～11(1992～1999)年の第Ⅰ期整備では外郭南辺と南大路を整備した。全長252mの築地塀、その中央に重層の外郭南門、築地をまたぐ10基の櫓などを復元した。平成9(1997)年に外郭南門の復元が完成し、市歴史公園条例による志波城古代公園として開園した。平成12～22(2000～2010)年度の第Ⅱ期整備では、政庁と官衙城が整備された。平成15(2003)年に政庁南門、平成19(2007)年に展示施設としての官衙建物の復元が完成した。平成23～30(2011～2018)年度の第Ⅲ期整備では、外郭東辺・西辺の遺構表示、外郭南辺部の堅穴建物跡復元、入口広場とガイダンス施設(「志波城古代公園案内所」)を整備した。

活用のメインは、平成10(1998)年から毎年秋に地元で組織する実行委員会が開催する「志波城まつり」である。歴史とふれあう古代体験やミニ考古博物館、県内城柵を紹介する城柵ネットワークコーナー、地域からの発信と相互交流として地元農家座地直売、近隣学校等の出展、地元民俗芸能上演、コンサートなど、幅広い年齢層が楽しめる催事を行っている(コロナ渦以降休止)。

周辺地域で志波城跡や志波城まつりが定着したことは喜ばしい。しかし、未だ多くの市民が抱く「盛岡の歴史は盛岡城が始まり」という認識、郊外の田園地帯に位置すること、「城柵」というイメージのわきににくい遺跡であること、地元観戻りへ侵攻してきた政府の咎という認識、城なのに天守閣がないという声、広大なためかいづも来場者がいなく寂しいと言う人もいる。遺跡の正しい情報の市民認知度がまだ高いとは言えないと考えられる。今後は、老朽化してきた復元建物などのハード面の計画的な補修や再整備とともに、歴史的な雰囲気を楽しめる魅力的な史跡公園として、親しみを持つ歴史学習の場として、身近で広大な史的空間として、活用ソフトの充実や地域振興につながる観光振興、そして何よりも周辺地域の人達が積極的に関わして地域の誇りとなる場所にしていく取組が必要だ。

## 2 保存と用地取得

盛岡市教育委員会は、志波城跡を史跡として適切に保存管理する施策を定め、総合的かつ計画的な運用を推進することにより、史跡をとおして盛岡市の文化的向上に資することを目的とし、昭和63(1988)年に保存管理計画を策定した。保存管理計画では、指定地内を重要度に応じ4区分し保存管理施策と基準を定め、地権者の協力を得ながら史跡の保存をした。当初計画した保存整備が完了した平成31(2019)年度には、保存管理計画を見直し、史跡保存活用計画を策定した。指定地内の現状変更は、事前協議がない場合は、建築基準法、屋外広告物法、都市計画法、農地法、農業振興地域法、砂利耕作法などで計画を捕捉し、無断現状変更や遺構破壊を防止し、景観保護に努めている。

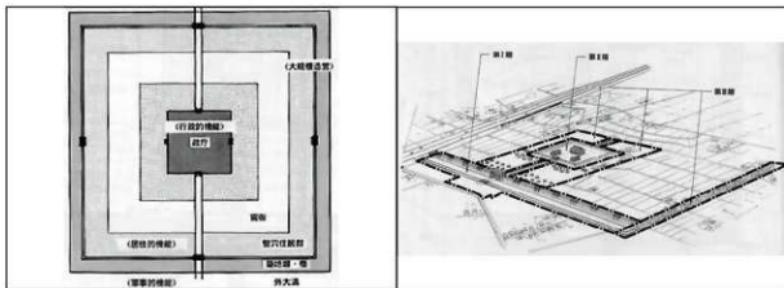
また、市は重要地区の遺構保護や園場整備除外地区補償の用地公有化を行った。昭和61(1986)～平成9(1997)年に保存管理計画第1種地区(外郭南辺・南大路・政庁城)の先行取得を実施した。平成10～31(1998～2019)年度は、保存管理計画第2種地区的政庁官衙周辺域の直接買入、現状変更に伴う発掘調査で重要な遺構が検出され保存が必要になり補償の用地取得を行った(外郭西辺北部)。

## 3 整備計画

市教委は保存管理計画に基づき、平成元(1989)年度に「保存整備基本構想」、平成2(1990)年度に「保存整備基本計画」を策定した。広大な史跡を文化的に活用するため、復元を含む野外博物館として整備をするとした。その上で、保存整備基本計画の基本方針を次のように定めた。

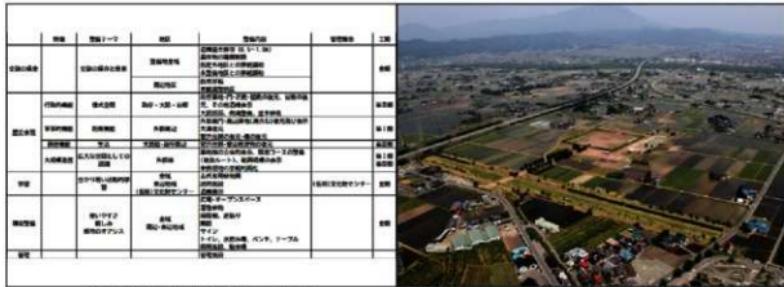
年度	主な内容
1976-77	岩手県教育委員会による東北縱貫自動車道調査
1977-79	盛岡市教育委員会による範囲確認調査
1981-82	県営園場整備発掘調査(県埋文センター・市教委)
1984	国史跡指定(635,977.64 m <sup>2</sup> 、高遠・県道・壁跡)
1986	重要地区的用地取得開始
1988	保存管理計画策定
1989	保存整備基本構想策定
1990	保存整備基本計画策定
1991	第Ⅰ期保存整備基本設計策定
1993-99	第Ⅰ期保存整備(外郭南辺・大路)
1997	志波城古代公園開園、志波城跡愛護協会発足
1999	第Ⅱ期保存整備基本設計策定
2000-10	第Ⅱ期保存整備(政庁・官衙)
2003	政庁南門・築地塀完成、造営1200年記念事業
2007	官衙建物完成(展示室)
2011	第Ⅲ期保存整備基本設計策定
2011-18	第Ⅲ期保存整備(外郭東西辺・堅穴建物・ガイダンス)
2017	志波城古代公園案内所・兵舎堅穴建物 完成
2019	保存活動計画策定

志波城跡保存整備事業 主な事業経過



保存整備基本構想の整備基本方針

保存整備基本計画



保存整備基本計画の整備テーマと計画



志波城跡全景（南東から）

- (1) 志波城跡の構造的な特徴が、①軍事的機能（外郭）  
②行政的機能（政寧・官衙）③居住機能（竪穴建物群）④  
大規模造営（外郭）であることから、これらの特徴を分か  
りやすく、立体的に表現するため、建造物等の復元による  
野外博物館として整備する。  
(2) 史跡指定面積が広大であることから、段階的に整備し、  
順次公開を行う。

#### 4 第Ⅰ期整備

- ① 整備範囲 外郭南辺・南大路（特徴①軍事的機能・  
特徴④大規模造営の表現）  
② 整備面積 61,161.68 m<sup>2</sup>  
③ 事業期間 平成4～12（1992～1999）年度、平成  
5（1993）年度着工  
④ 整備内容  
・建造物復元等：外郭南門、築地堀復元 6m × 42 スパン  
= 252m、サカラ高垣表示 405m、櫓 9 基、櫓柱表示 1 基、  
木橋（外大溝、外郭南門）各 1 基  
・土木構造物：大路延長 305m、外大溝延長 670m、築地  
外溝・内溝延長 690m

- 植栽：大路ケヤキ並木、高木（オオヤマザクラ、ケヤキ、  
ウメ、ヤマボウシ等）、低木、張芝、吹付植栽、等
- 便益施設：管理用木橋 9 基、四阿 2 棟、ベンチ 5 基、  
照明灯（コンセント付）2 基
- 屋外展示：史跡標識 1 基、全体模型 1 基、説明板（大 3  
基、小 6 基）、築地復元展示 1 基
- その他：仮設見学案内棟仮設トイレ棟、仮設駐車場

#### 5 特徴

- 整備目標の大規模造営と軍事的緊張感を体感できるよ  
うに、手斧を使った木材仕上げや築地堀表面が荒々しくい  
なるよう堰板を材枠削板を使用する工夫。
- 広大な古代の雰囲気の中を自由に回ってもらうという理  
念から、園路は設けない。
- ガイダンス施設は、市の（仮称）文化財センター設置と  
ともに検討するとし、仮設プレハブ・トイレで開観。・大  
規模事業のため段階的に整備完了地から公開していくた  
結果、いつも工事中という声が聞かれた。・大規模な門と  
長大な築地堀は、古代の政府の威光を体感できるとして歴  
史を知りたい人には好評だったが、あまり歴史に興味が薄



第Ⅰ期整備基本設計



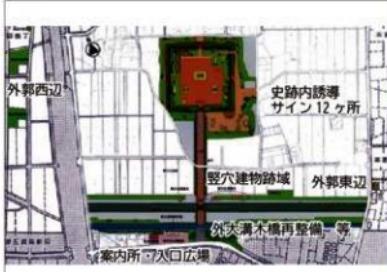
第Ⅰ期整備 外郭南門・築地塀・檻



第Ⅱ期整備基本設計



第Ⅱ期整備 政厅・官衙域 全景



第Ⅲ期整備全体図



第Ⅲ期整備 外郭南辺堅穴建物域

い来園者には、「門しか無い、城柵という名称から“防壁”や“万里の長城”的なイメージを持たれ、「この土塁はどこまで続いていたのか」という質問が聞かれた。

## 5 第Ⅱ期整備

- ① 整備範囲 政厅・官衙域（特徴③行政的機能の表現）
- ② 整備面積 76,142.97 m<sup>2</sup>
- ③ 事業期間 平成 12~22 (2000~2010) 年度、11 ヶ年
- ④ 整備内容
  - ・建物復元等：政厅南門・東門・西門、目隠塀、SB227掘立柱建物、政厅築地解（5.4m × 12 スパン = 64.8m）、サワラ高垣表示、政厅南門木橋、政厅西門木橋

- ・遺構表示：正殿・東西臨殿、政厅北門、政厅内の建物跡9棟、南東官衙域の建物跡7棟

- ・土木構造物：遺構保存盛土、北大路、政厅北門北側土橋、築地内外溝

- ・環境基盤：排水、舗装、植栽（築地高垣植被表示、張芝、高木低木）

- ・解説施設：政厅・官衙案内棟の展示造作、説明板1基、名稱版7基・案内標識

- ・益々施設：官衙トイレ1棟（防火貯水槽付属）、管理用木橋6基、給水・防災設備（消火栓・ホース格納箱）、電気・照明設備（政厅南門・築地線上、屋外コンセント2口）、



散水栓 4 基

**⑤ 特徴**

- ・外郭の無骨さと異なり、政庁は政治や儀式の場であるため最前線の最低限の雅びさを表現。門屋根の反り、築地塀板は針葉樹の削板による木目とした。瓦の出土がないため、政庁門の屋根は最も薄い削板を使った柿葺きとした。
- ・舗装の色を変え、外郭とは雰囲気を変えた。
- ・官衙建物は、政庁・官衙域と復元整備の展示施設を兼ねた復元的建物とした。実務官衙として、葺き方を相違させることで区別した。
- ・催事で使うことを意識し、電源・水道・照明・舗装・その他便益施設を整備した。
- ・公園入口から 400m ほど離れているため、廐とベンチを備えたトイレ棟を、来園者休憩の便益施設として整備した。復元建物ではないため、陸屋根として区別した。

**6 第Ⅲ期整備**

- ① 整備範囲** 穫穴建物域、外郭東辺西辺、ガイダンス施設（史跡指定地外）（特徴③居住機能・④大規模造営の表現・ガイダンス施設整備）
- ② 事業期間** 平成 23~29 (2011~2017) 年度、6 ヶ年
- ③ 整備内容**
  - ・竪穴建物域：竪穴建物跡 3 棟（復元 2・骨組展示 1）、説明板 3 基、給水栓 1、照明柱 2、屋外コンセント 1
  - ・外郭東辺部：276.06 m<sup>2</sup>、築地外溝造構表示、解説板、名称板
  - ・外郭西辺北部：266.54 m<sup>2</sup>、築地外溝・内外溝造構表示、解説板
  - ・史跡内誘導サイン 12 基



政府南門・葵地囃（志波城まつり・地元園児の郷土芸能）



官衛建物



政府西脇後殿 遺構表示



政府北東部 遺構表示



官衛建物内 展示室



政府目隠塀



官衛城 トイレ棟



政府名称板・解説板

- ・案内所：案内所建築（管理ガイダンス施設）、展示造作、映像展示2本
- ・入口広場：舗装（アスファルト、透水性カラーコンクリート、砂利敷）、名称板、解説板5基（大1・小4）、ベンチ、散水栓、植栽
- ・復元建物再整備：第Ⅰ期整備復元建物等補修（木橋）
- ・パンフレット作成
- ・道路案内標識設置
- ・震災復旧（外郭南門土壁補修）
- ④ 特徴**
- ・Ⅲ期整備着手時は、整備の基本構想・基本設計策定から20年超経過し、周辺環境・社会情勢・財政事情・公園利用状況などが変化していた。史跡整備委員会で協議し、当初理念は変えず、使い方や維持管理を検討した。
- ・外郭東辺西辺周辺は農業振興地域で現状変更の可能性が低いことから、新たに公有化せざる個人住宅建設替え補償済み地を対象に、農村地帯では地域住民が気軽に立ち寄る公園がほしいという声から、小さな公園として整備した。
- ・復元整穴建物数を減らした。
- ・案内所展示は、それまでのアンケート結果や来園者統計から、来園者の多くが通りがかりの立ち寄り、周辺住民、個人観光客であり、歴史愛好者が少ないことがわかった。歴史の知識があまりない人が志波城を知り、楽しめる内容を目指し、映像プログラム2本を展示のメインとした。
- ・映像プログラムには、地域住民有志にエキストラ出演してもらった。
- ・案内所に築地解冬季養生材（1800×900×100mm発泡スチロール板と養生シート）、草刈機等の倉庫を作った。
- ・入口広場の解説板の1枚を英語表記とした。
- ・入口広場は地域住民らの小イベント会場とできるよう、



電源、水道、照明を設置した。

- ・竪穴建物は、屋根の厚さを薄く、逆葺きとし、鎮兵舎として、あえて粗末な作りとした。
- ・竪穴建物復元中に、作業体験会を開催した。棟木を削り、参加者にサインしてもらった。

## 7 寒冷地の整備

盛岡市は寒冷地であり、整備と維持管理に冬の寒さを考慮しないわけにはいかない。

- ・築地塀：築地塀内の水分の凍結融解で、表面が剥落する。I期整備時に試験施工し検討した。地際の水履けを良くする、本体に雨水が浸透しない屋根構造、冬の温度変化を抑制する断熱材設置が有効である。II期整備の政府築地塀では、雨水跳ね返り抑制と水履け向上のため地際に砂利を敷設した。

- ・土質舗装：景観や雰囲気を保ち、歩きやすく、凍上に強

い土質舗装を検討した。I期整備では木質チップパーク舗装を採用したが、草が生え、凍上により泥渋化し一部歩行困難になった。対策として表層にコンクリートを混ぜ込み転圧したが、凍上し長持ちしなかった。II期整備では、火山砂利舗装や高炉スラグ舗装を採用了。火山砂利舗装は定期的なマグネシウム散布と転圧は必要なものの、草が生えにくく、泥渋化して歩行困難になることが少ない。また、入口広場は透水性コンクリート舗装を採用了。

・解説板：I期整備で設置した解説板は、写真や図が精細に表現できる陶板で作成した。しかしコーティング劣化により、背面に水分があり、表面が凍上し盤面剥離した。II～III期整備では、精細さは劣るが凍上しないステンレスホーロー板を採用了。

## 8 活用のための整備

- ・便益設備等：第II・III期整備では、催事開催等も考慮し



た。政府・官衙域の舗装は泥濘化しにくいものとし、催事や維持管理作業時の車両動線を考えた車止め、植栽内に隠蔽し催事時に可動できる照明、コンセントや散水栓、日陰をつくる高木、ベンチを整備した。官衙トイレ棟の多目的トイレには、防犯を兼ねる人感センサーを設置した。

・堅穴建物：堅穴建物復元は、実際に煮炊きのできるカマドを整備した。設計時に発掘調査記録から復元するカマドと同規模のものを再現し、火力や排煙の実験をした。煙出部などは排水を考慮した。周辺に散水栓、照明灯、電源、消化器を植栽で隠蔽し設置した。

・案内所展示：歴史に興味が低い人や子どもにも訴求し、歴史背景を知ってもらうことを目指した。整備基本構想時に設定した4つの特徴をパネル展示し、歴史背景は歴史ドラマ、古代への親しみはアニメで、映像展示了。

## 9 活用

### (1) 維持管理・活用の体制

志波城古代公園の指定管理者は、地元任意団体「志波城跡愛護協会」(以下愛護協会)である。市教委は公園開園

前から公有地の草刈りを地元町内会に委託した。それを母体に、広域の自治会町内会と地権者らにより組織された。会員は地域住民を中心に70人程度である。仕様書に基づき、案内所に数名を常置し来園者ガイド、清掃のほか、年4回程度の草刈りや樹木剪定、築地盤養生材の設置撤去等作業等に20名程度が従事する。この地域住民は、必ずしも志波城に関与したくて自発的に集まった人ばかりではなく、自治会町内会等から依頼されて参画する人もいる。

### (2) 活用の一例

・志波城まつり：開催翌年から、毎年秋に愛護協会、地元町内会自治会、農家組合等各種団体、市教委等による実行委員会が開催する。音響や照明等以外、ほぼすべての作業は実行委員会構成組織の地域住民によって運営され、費用の8割以上は地元企業や個人の協賛金寄付金である。毎回数千人の来場者を数える(コロナ禍以降休止)。

・花植え：愛護協会や地域住民には農家が多い。周辺の複数の農家組合が、それぞれ農省交付金を活用し、整備地隣接の遊休農地に景観作物(花や古代米)を栽培したり、

案内所周辺に花を植えたプランターを設置したりする。ヒマワリ、コスモス、マリーゴールドなど古代には似つかわしくない品種だが、広大な農地に開闢になると、多くの市民が訪れる。農家は「歴史の解説はできないが、花々を植えるのは得意」、「志波城にお客さんが来ると、花くらいい欲しいだろう」と誇らしげだった。地域シンボルとしての志波城に関与することや、自分の地元志波城への来訪者を歓迎するという意識が見られる。

- ・講演会：市教委と愛護協会は、愛護協会会員、地元住民、市民向けの歴史講座や、開園10周年、調査35周年などの機会を捉え講演会を開催した。歴史的価値を知ってもらうことで、愛着を深め、関与する誇りを醸成してもらうことができた。

- ・維持管理作業：草刈りや週数回の復元塗穴建物跡の看板作業は、愛護協会会員が行う。作業時に来園者が訪れると、開園当初は特に何も無かったが、ここ10年ほどは挨拶をしたり、声をかけたりといった交流が見られる。地元住民は来園者との交流により、史跡に関与する意義を感じるようである。

### (3) 周知・広報

志波城という名前から、盛岡市南方にある紫波町の高水寺城跡（城山公園）と誤解されたことがある。「タクシーで志波城までと言ったら、運転手から紫波町城山公園だと遠く費用もかさむと言われた。」という話も聞いた。存在をよく知らない市民が多いと考えられたため、立ち寄るきっかけを増やすことを意図し、地域住民が植えた花が咲いた時にマスコミへ情報提供し取材してもらうなど、目に付く機会を増やした。リーフレット等の配布は観光宿泊業、バスやタクシー事業者組合、公共施設、ショッピングセンター等に定期的に配布した。また、子ども達の知名度が上がりれば、彼らが大人になった将来は知名度が向上する。学校にパンフレットを配布したり、自治会町内会内の小中学校に、志波城まつりへ出演してもらうなどした。

### 【関連文献】

盛岡市教育委員会 2000『志波城跡－第Ⅰ期保存整備事業報告書－』

盛岡市教育委員会 2017『志波城跡－第Ⅱ・Ⅲ期保存整備事業報告書－』

盛岡市教育委員会 2016『志波城－1200年前に坂上田村麻呂がつくった東北地方最大級の城柵－／平安少年しまろくんへおしゃれ！むかしのくらし～』志波城古代公園パンフレット

盛岡市教育委員会 2016『志波城跡と蝦夷（エミシ）』盛岡市文化財シリーズ第43集

盛岡市教育委員会 2019『史跡志波城跡保存活用計画書』

今野公顕 2021・2022『社会的価値の醸成に向けた史跡の保存整備・活用に関する考察 岩手県盛岡市志波城古代公園における地域性を活かした取組事例』・同（2）日本建築学会大会学術講演便覧集（東海）・（北海道）

今野公顕・倉原宗孝 2023『地域や住民の関与の面から見た史跡の保存整備活用に関する考察－史跡志波城跡（岩手県盛岡市）の事例から－』日本建築学会技術報告書29巻（2023）72号

また、観光客の多くは個人である。この便を良くするために、案内所完成とともに（株）岩手県交通にバス停設置の協議をした。最寄りだった飯岡十文字バス停終点の路線が、志波城古代公園終点になった。バス会社は運転手のトイレ利用という利点もあった。便数は少ないが、街中を「志波城古代公園行き」と掲示したバスが走っている。さらに、国道バイパスや大型ショッピングセンターが近傍にあるため、周辺の交通量が多い。道路標識を増やすことで、知名度向上を図った。

### (4) 今後の課題

開園から10回目頃までの志波城まつりでは、地域動員者の不満や、それに伴う来場者の苦情も聞かれた。しかし10回頃以降、自発的な企画、来場者へのおもてなしの工夫が見られたり、地域から催事への期待の声も聞かれるようになったりした。草刈りに従事する愛護協会会員の地元住民も、来園者を意識し綺麗にする工夫が多く見られるようになった。これらは催事継続、理解を深める講演会、マスコミへの情報提供による注目を増やすなどの取組を継続したことにより、地域住民の关心を高め、関与することが根付き、関与する誇りが芽生えたものと考える。

しかし、昨今の感染症拡大のための催事中止、来場者数減少による語調低下、関係者の高齢化等により、志波城への地元の関与が薄くなってきていている。地域の人達の誇りを継承し維持できる新しい継続的な取組の検討が必要だろう。

歴史遺産の観光活用推進による価値向上が叫ばれるが、自治体の主要観光資源になりにくい郊外の史跡は、相対的に社会的価値が低いと見なされがちだ。そもそも本質的価値を有する史跡は、経済的な社会的価値だけではなく、地域の人達が誇りに思う「地域の価値」という社会的価値をも持つ地域資源のひとつと言える。地域の価値を向上させることは、整備した史跡の社会的価値を発揮させることと考えられる。継続的な仕組みが必要なことは、志波城跡の整備と活用の例からも指摘できよう。

今野公顕（盛岡市）

とくたんじょうあと  
**徳丹城跡**

岩手県紫波郡矢巾町



外郭南西隅及び隅櫓と西外郭線の平面表示

## 【基本情報】

遺跡名 徳丹城跡（とくたんじょうあと）

所在地 岩手県紫波郡矢巾町西徳田・東徳田

## 指定の有無と指定年月日

国史跡（昭和 44（1969）年 8 月 5 日）

**立地環境と遺跡の規模** 北上川右岸の低位段丘に形成されたに形成された標高 105 ~ 106m の浸食段丘上に立地。遺跡の範囲は東西・南北 400m。運河域までは東西 900m。

遺跡の年代 9世紀前半

**遺跡の概要** 徳政相論後に築造された律令国家最後の城柵。築地と丸太木列で区画され、コンパクトな官衙や運河を有する。

発掘調査初年 昭和 22（1947）年

整備実施年 昭和 45（1970）年～、令和 2（2020）年再開

「発掘調査成果編」の参照ページ 第3分冊 pp.17-32





徳丹城跡全景(南上空から俯瞰)

#### 史跡徳丹城跡の環境整備事業の経緯

史跡徳丹城跡の環境整備事業は、国の指定を受けた翌年の昭和45(1970)年度から開始され、昭和61(1986)年度まで継続して17年間実施されたが、同年度これを一旦休止した。これを第1次環境整備事業(以下、「第1次整備」という)と位置付けている。第1次整備では、外柵・北門・外柵南門・北東官舎、外柵西辺、内柵西地区、内柵地区(指定当時の呼称法に準拠)の造成、構造平面表示、説明板設置、はり芝、植栽修景、便益施設(便所・給水施設・あずまや・ベンチ・渡橋)の設置を実施した。この時点での整備面積は34,346m<sup>2</sup>であり、対指定地面積(161,633m<sup>2</sup>)比で21.15%に達していた。ところが、同時点での発掘調査面積の比率は3%ほどの現状であった。遺跡として、徳丹城としての歴史性が解明されないまま整備だけが進むという現状では、将来のこの史跡の保存管理を考えた時、活用のあるべき姿を描けないという懸念があった。そこで、一旦環境整備事業を休止して計画的な発掘調査事業に比重を移し、データの蓄積に努めることとなった。それが平成4年度から開始された第1次3ヶ年計画のもとでの発掘調査である。以降、第2次5ヶ年計画から第5次5ヶ年計画のもとでの第74次調査(平成26年度)まで23年間にわたり継続実施された。

#### 史跡徳丹城跡第2期保存管理計画の見直し策定

発掘調査が進捗し、徳丹城跡の内容確認が充実してきた

平成13・14(2001・2002)年度には、指定告示から7年後に策定された保存管理計画書(第1期計画)を第2期保存管理計画書(第2期計画)として見直し策定した。この中では、第1期計画では曖昧だった現状変更の取り扱い基準を明確化し、土地公有化、発掘調査、整備活用、追加指定など、短期・中期・長期事業プログラムの見通しを設定した。

#### 史跡徳丹城跡整備活用基本構想の策定

第2期計画を受け、平成15・16年度には史跡整備活用基本構想を策定した。本構想では、基本理念と基本方針を明確に掲げ、過去の徳丹城の歴史性を把握して現在に活かし、そして未来へ正しく継承していくこうという考え方を示している。その上で整備というものをまちづくりに活かし、反映させていくことも語っている。

その具体としては、「律令国家最後の城柵」というコンセプトを設定し、土地の人々と律令国家との融和、志渡城から徳丹城へという二つのテーマ・ストーリー性をもたせている。また、史跡全域を野外史跡博物館と捉え、自然景観・歴史景観・文化景観への配慮や埋蔵文化財としての保全も大切にしている。さらには文化施設間の広域的なネットワークを形成しながら、歴史学習の場としての教材提供、あるいは日常的な暮らしの中での憩いの空間として確保すべきことなどを盛り込んでいる。

#### 史跡徳丹城跡整備活用基本計画等の策定

第1次整備の時代は、現代ほど史跡の活用が重視され



徳丹城跡全景（垂直俯瞰）

てはいなかった。そこで徳丹城跡では、活用面が重視された今日的な新たな整備の在り方を第2次整備と位置付け、第1次整備とは区分した。平成17(2005)年度には史跡整備活用基本計画を策定し、全体基本計画と第2次整備・第3次整備の具体を描いた。また、平成18(2006)年度には第2次整備地区（西外郭線の北半地域）の基本設計を起し、平成20(2008)年度からの実施設計に備えていた。

#### 史跡毀損行為と整備計画への影響

ところが、平成19(2007)年度、政庁地区の第66次発掘調査において、36年前（昭和45～46年）に行われていた徳田小学校（現在の校舎）建設に伴う史跡内への廃材の廃棄という史跡毀損行為が発覚し、それまで積み上げてきた整備事業へ向けた動きは頓挫するにいたった。

#### 政庁地区整備ガイドラインの見直し

平成20(2008)年度、史跡毀損行為という負のイメージを払拭すべく、第2次整備基本設計を政庁地区再整備のガイドラインとして見直したもの、町財政逼迫のため実施されず、令和の時代まで20年、再開を待つことになる。

※上述は、西野修2010「整備再開へ始動－史跡徳丹城跡整備活用基本構想の策定－ 史跡公園は今・保存と活用への新たな動き」『考古学研究』第56巻第4号に加筆したものである。

#### 第2次整備基本設計の見直し変更と再開

令和元(2019)年度、第2次整備基本設計に基づく整備事業を再開したが、全体基本計画の大きな変更が計られた。変更前は遺跡へは南からの導入を計画していた。特に、国土交通省の道の駅を説明し、ガイダンス施設など現在の歴史民俗資料館に換わる基幹施設を設置しようとするものであったが、そのための広大な土地の取得には多くの民家の移転などが伴うことから現実的ではないという結論にいた

った。代替案としてあがったのが、西からの導入案であった。現在進行中の国道4号西側（北西官衙や工房群を含む外郭北西地域）の環境整備は、この変更後の案で進捗している。令和3(2021)年度には、歴史民俗資料館・佐々木家家北側の史跡指定地外に水田8,682m<sup>2</sup>を取得し、駐車場・多目的広場として造成が済んでいる。外郭西門への導入は、この多目的広場から図られる。しかしながら、ガイダンス等基幹施設の設置案は、課題として残されている。

#### 地形の表示

徳丹城跡が立地する地形は、外郭東門跡の付近が最も高く、政庁地区を経て西側へ向かい徐々に後背湿地にかかるてくる。国道4号西側に大きくS字を描くように段丘から後背湿地に移り変わる微妙な境目があり、この微地形を管理用道路網開拓とし、路面には豆砂利舗装を施している。また、段丘部には芝、後背湿地部は草地で表現している。

#### 北西官衙建物群の平面表示

南北に配置される南北棟の掘立柱建物2棟を平面表示している。柱は湿地環境を考慮し擬木を使用した。柱間の壁の表現は凝灰岩の切石を用い、建物内部は透水性自然石樹脂舗装を施し、軒下の建物周りは透水性自然石樹脂舗装で、内部との差を表現した。

#### 城内外道路の表示

外郭西門から政庁西門へと通じる東西道で、幅員は6mである。側溝は素掘り表現とし、路面は透水性自然石樹脂舗装を施した。

#### 外郭西門の番小屋の平面表示

擬木での平面表示で、建物の内部は透水性自然石樹脂舗装で、軒下は透水性自然石樹脂舗装で区別し、建物周りは芝管理とした。壁の表現は凝灰岩の切石を用いた。



徳丹城跡地区図（黄色の丸は説明板の位置）

#### 南西官街区画の一部平面表示

南西官街は東西 53m、南北 56m の一本柱列（板脚）で区画される官街で、国道 4 号によって主要部を切られて いる。当該整備地区には区画施設の北西コーナーが現れており、北辺部と西辺部を擬木で平面表示し、壁の表現は凝灰岩の切石を用いた。内部は芝管理とした。

#### 工房群の平面表示

工房群の整備に関しては、現時点では検討中であり、特に木製軒を出土した井戸跡の表示には工夫が要求される。

#### 地区説明板と遺構説明板

北西官街地区と南西官街地区を解説する地区説明板と北西官街を構成する 2 棟の掘立柱建物跡を解説する遺構説明板を設置している。説明板の前面には、見学者の立ち位 置に透水性洗い出しコンクリート舗装のエントランスを設 置した。

#### 便益施設の設置

園路（管理用道路）に沿って 3ヶ所に木調の固定式ベンチを設置した。

#### おわりに－徳丹城ならではの活用を考える－

徳丹城跡の第 65 次発掘調査で、国道 4 号西側の工房群

の井戸跡から全国初の木製軒が出土した。この地区は、かつては湿地ゆえに遺構は何もないだろうといわれていた地 区であった。ところが、先行官街が保有していた小穀治・ 漆の工房群が移転集中し、その一画の井戸跡から水桶に転用された木製軒が出土したのである。また同時に井戸枠には琴の天板が転用されており、水辺・水源での律令祭祀が行わされていた可能性を想起させた。律令国家による武器武具類の厳しい管理のなかで、軒が水桶に転用された背景はともかく、わが国初の「木鉢」が目に見える形で、1200 年の眠りから覚めたのであった。

平成 24(2012) 年、徳丹城は弘仁 3(812) 年造営説から数え 1200 年を迎える。春は桜の花咲く最中に平安行列と造営式、夏は復原琴の演奏会、秋には徳丹城シンボジウム、初冬には記念樹の植樹など、年間をとおした関連事業を行った。平安行列と造営式では、木製軒に飾る補綴式挂甲を革で 1 頭、手作り復元し「別特」役がこれを着した。また、盛岡市ウォーキング協会の人たちには志波城から徳丹城までの 14km の道のりを歩いて頂き、造営使を演じて頂いた。志波城から徳丹城へというテーマの体現であった。

また、令和 2・3(2020・2021) 年には、リビングヒス

トリー（文化庁補助事業）を導入して、融和の時代の徳丹城で行われたであろう蝦夷・俘囚（地元民）たちの朝貢と饗応の様子を「政庁の儀」として創作復元を試みた。ここで土地の人々と律令国家との懸念というストーリー性が活かせたことになる。リビングヒストリー事業では、新たに革甲冑10領と麻布による俘囚着衣21着、帳舎6張などを手作りし、平安衣装8着も揃えた。コロナウィルスのパンデミックの影響から延期された催事だったが、令和4年度の徳丹城春まつりでようやく実現できた。規模は縮小されたものの平安衣装の雅さと革甲冑隊の勇壮さは記憶に残る光景であった。

城柵らしさ、特に徳丹城らしさというものを表現・体現しようとする時、この革甲冑隊の役割は大きく、さらなる発展を模索している。

西野 修（矢巾町歴史民俗資料館）2022年11月入稿

#### 【第1次整備】



東宮衛地区



政庁地区（垂直）



政庁地区（南から俯瞰）



外郭南門地区



外郭線南西隅地区



外郭北門地区



西外郭線南半地区（北から）



西外郭線地区 檜付近の雑舎（南から）



外郭西地区の全体説明板



政庁西地区の全体説明板



政府地区の全体説明板



同上（拡大）



西外郭縫地区・工房地区全体説明板



同左（拡大）



西外郭縫地区 あづまや



西外郭縫地区 渡橋

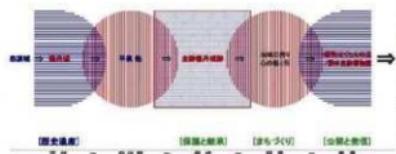


西外郭縫地区 トイレ



同上

[第2次整備]



[基本概念]  
 ① 国民共有の財産である北側として実道を保全と向む未来へと継承する。  
 ② 地域の活性化のための新たな資源として、まちづくりに活かす。  
 ③ 郷外城の研究活用に基づいた新たな歴史像の発信および発信などを行う。

第2図 第2次整備基本概念図



第3図 整備完成イメージ(当初案)



第6図 北西官衙地区完成図



第4図 第2次史跡整備各年度別対象エリア図



西外郭線北半地区 国路と入口（南から）



同上（北から）



同上・ベンチ



第5図 史跡徳丹城跡第2次整備工事全体平面図



北西官衙地区 西側建物2棟（南から）



同左、説明板2種（南から）



外郭西門番小屋と城内西道路（西から）



工房群を管理する単棟官衙（北から）



同上（東から）



南西官衙地区 区画北西隅（西から）



同右（拡大）



南西官衙地区の説明板（南から）

い　さ　わ　じ　よ　う　あ　と  
**胆沢城跡**  
 岩手県奥州市



南上空から外郭南門地区（胆沢城跡歴史公園）整備状況を望む

## 【基本情報】

**遺跡名** 胆沢城跡（いさわじょうあと）

**所在地** 岩手県奥州市水沢佐倉河字渋田ほか

**指定の有無と指定年月日**

国史跡（大正 11（1922）年 10 月 12 日）

**立地環境と遺跡の規模** 北上川に東流する胆沢川により

形成された胆沢扇状地北東端の水沢段丘高位面。域内には九戸川が東流する。標高 40~51m。遺跡範囲は東西最大約 1km、南北約 1km、面積 5.5ha。

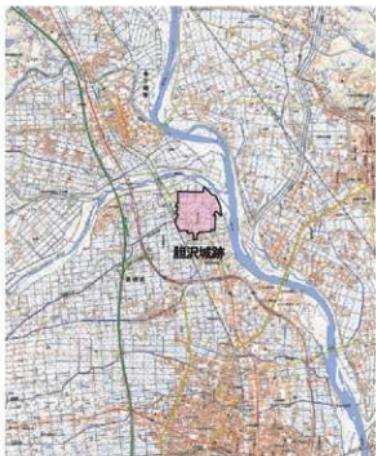
**遺跡の年代** 9世紀前葉～10世紀中葉

**遺跡の概要** 平安時代の鎮守府である。1辺約 670m の正方形を呈する築地とその内外の溝で構成される外郭区画施設の内部に政庁のほか複数の官衙域が確認されている。

**発掘調査初年** 昭和 29（1954）年

**整備実施年** 平成 11~12（1999~2000）年：政府暫定整備  
平成 21~31（2009~2019）年：外郭南門地区

「発掘調査成果編」の参考ページ 第3分冊 pp.33-50



位置図



史跡全体の空中写真

**胆沢城跡の概要** 平安時代初頭の延喜 21(802) 年征夷大将軍坂上田村麻呂により築かれた胆沢城は、陸奥国(のちの仙台藩)の国府である多賀城から軍政を司る「鎮守府」が遷された城柵である。以後、10世紀後半頃まで陸奥国北部の拠点として存続したとみられる政治と軍事の拠点施設である。

平安時代の東北地方北部経営の実態を知る上で、欠くことのできない重要な遺跡であり、大正 11(1922) 年に国指定史跡に指定されている。

**発掘調査の概要** 史跡胆沢城跡における発掘調査は、昭和 29(1954) 年から実施され、今日に至る。その契機は、戦後の食糧増産政策により、史跡の広範な地域が耕地整理計画に含まれたことによる。昭和 48(1973) 年には水沢市で専門調査員を配置。昭和 49(1974) 年には文化庁と岩手県の指導のもと、第 1 次 5 カ年発掘調査計画を策定した。以降史跡範囲と構造解明を目的に、継続的な発掘調査を実施した。その結果、築地・門・櫓・溝などで区画された外郭と板塀と溝により区画された正殿等の大型建物がある政庁、その周囲に存在する堀や溝で区画された官衙群などの様相が明らかにされている。

**史跡標識及び説明板の整備** 史跡胆沢城跡の顕彰及び文化財愛護思想の普及を図るとともに、現地見学者に供することを目的として、昭和 30(1955) 年には政府南側の県道沿いに石製の史跡標識を設置。外郭築地の四隅には標柱や説明板が設置されている。

**土地公有化の経緯** 胆沢城跡における土地公有化は、昭和 46(1971) 年に政府南東で住宅改築に係る現状変更への対応が契機となった。以後、昭和 55 ~ 63(1979 ~ 1988) 年、平成 2・3(1991・1992) 年、平成 6・7(1994・1995) 年には水沢市を事業主体として、国庫及び県費補助を受けて現状変更に伴う土地公有化を実施した。この後平成 8 ~ 10(1996 ~ 1998) 年の 3 カ年計画で先行取得事業による公有化が進められ、この結果、約 120,000 m<sup>2</sup> に及ぶ広大な土地が公有化されることとなった。

**政府周辺の暫定整備の経緯と概要** この土地公有化事業が進むにつれ、公有地の活用や史跡整備への機運が高まったことから胆沢城造営 1200 年にあたる平成 14(2002) 年にあやめ園のグランドオープンが計画され、政庁東側のあやめ園を城内を東流する九蔵川沿いに移設した。



これと並行して平成12・13(2000・2001)年には、政庁地区を対象に胆沢城造営1200年記念事業として政庁の公有地に盛土による暫定的な遺構表示を実施。史跡探訪者が当時の胆沢城の政庁の大きさを体感できる遺構表示を行ったほか、政庁地区等で遺構等の説明板を設置した。

また、東方官衙地区を中心に胆沢城造営1200年記念イベントの開催が可能な広場の整備が行われた。

**胆沢城跡整備基本構想** これらの暫定整備と並行して胆沢城造営1200年を契機に、平成13・14(2001・2002)年の2カ年計画で胆沢城全体にかかる整備基本構想を策定。ここでは、「胆沢城歴史の里」として公開活用する理念と整備の基本方針を掲示し、胆沢城の時代とその後の地域の歴史、自然景観を一体的な歴史遺産として活用することを胆沢城整備の基本概念とした。整備の目標には「文化財遺産の公開活用」、「市民憩い空間の創出」、「文化財と共に生きる地城づくり」を掲げ、遺跡の保護とまちづくり資源

としての活用を図るものとした。

さらにここでは「文化財遺産の公開活用」の中心となる史跡整備について、①東北古代城柵の特質と基本構造である外郭線と政庁の規模構造が視覚的に理解できる整備、②蝦夷支配と辺境経営の拠点施設「鎮守府胆沢城」の機能を思い描くことができる整備、③胆沢城を支えた北上川などの河川景観を認識できる整備、④多目的な活動に対応できる機能の整備という4つの整備方針が立てられた。

整備対象時期としては、岩手の古代・中世史の発信と広域活用による地域づくりを視野に古代の三城柵である胆沢城、志波城、徳丹城と世界遺産登録を目指す平泉文化遺産のネットワークの整備を推進し、平安時代初頭から長期間存続した胆沢城の中でも東方官衙の膨張拡大が顕著な9世紀末から10世紀前半の第III期遺構群を対象に志波・徳丹城と平泉文化遺産を結ぶ史跡として整備するとした。併せて整備計画は、外郭南門・政庁・外郭北門の南北軸を中心とした構成で、胆沢城の南北軸を強調する構成とした。



外郭南門地区整備平面図

心に城内を東流する九蔵川流域の水辺空間を東西軸として交差させるとともに、政庁地区から眺望できる外郭稼地区を付加。東北城柵と胆沢城跡の基本構造と広がりが認識できる空間構成とした。整備対象は、外郭南門地区、政庁地区、官衙地区、外郭北門地区の4つの空間とし、各地区間を道路構造の復元により結ぶ計画とされた。

**外郭南門地区的整備経緯** この基本構想においては4つの整備主要地区の整備時期や着手順は記されていないが、城柵等官衙遺跡の整備においては城柵の中心施設である政庁城や城柵の主要な南正面となる外郭南門等の整備から始めることが多く見られるため、胆沢城跡においても平成21(2009)年より南北軸主要地区の南端にあたる外郭南門地区を対象として土地の公有化と主要整備構造の追加発掘調査、平成22(2010)年より第Ⅰ期の整備計画として外郭南門地区の整備計画に着手した。

**外郭南門地区整備の方向性** 平成22(2010)年度整備計画書においては、外郭南門からその北に位置する政庁との間に存在する城内南大路については、胆沢城機能時には鎮守府機能を体現した儀式空間として整備されたことを発掘



外郭南門地区整備状況



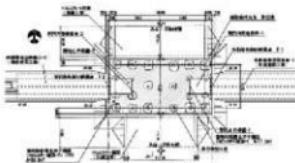
外郭南門地区整備状況



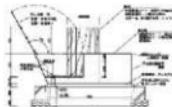
歴史公園とガイダンス施設

調査が示唆しているとして、外郭南門やそれに連なる外郭築地、外郭南門両翼の櫓等について復元証結果を基に整備することとし、併せて鎮守府胆沢城の構造と性格、機能、他城柵との差異を視覚的に説明できるよう計画した。

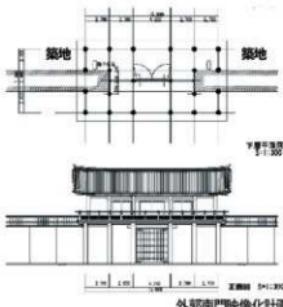
さらに本地区整備では、整備基本構想の柱である「東北古代城柵の特質と基本構造である外郭線と政庁の規模・構造が視覚的に理解できる整備」と「多目的な活動に対応できる機能の整備」方針を踏まえ、外郭南門地区整備計画書における「盛土などの平面表示方式により建物等構造物を表現する」「埋蔵文化財調査センターと連動・活用できる空間整備、3D映像活用を検討する」という計画を基に「従来の復元整備を前提としながら、次世代へ向けた新たな復元手法の採用により、誰もが歴史を感じる・学べる・楽しめる史跡整備を図る」というテーマを設定。また、史跡整備方針として「誰もが理解しやすい基本復元整備を行うと共に、新たな復元工法の構築に向けて取り組む」「AR(拡張現実)等による視覚効果を利用した復元により、視覚的な理解を含めるとともに将来的な拡張性も考慮する」「上記新技術を利用して情報発信により、新たな利用者層の拡



外郭南門平面表示設計図



柱穴立体表示断面設計図



外郭南門映像化計画図



外郭南門造構表示



柱穴立体表示



外郭南門画像復元図

大と関連史跡との連携を図る」とした。

整備対象造構は、外郭線の主要造構及び外郭南門から南北に延びる道路外郭南辺（外郭南門・櫓・外郭築地・外郭外溝・外郭外溝橋・外郭内溝）と南大路・城内南大路である。これらの造構群は、十和田大火山灰を手がかりに9世紀末から10世紀前葉の施設を原位置に表示した。以下では、現地で平面表示により建物等を表現し、説明板の設置などの基本整備を行った外郭南門・櫓・外郭外溝橋と立体表示を行った外郭築地を取り上げる。

**外郭南門の造構表示** 外郭南辺の中央に位置する外郭南門は、陸奥国最大級の志波城の外郭南門を栄行で上回る掘立柱の5間1戸（栄行5間、梁行3間）の門で、栄行（東西）全長は14.7m、梁行（南北）全長は7.0mである。

外郭南門の柱穴掘方の特徴は、柱の不等沈下を防止するために拳～掌大の川原石を掘方の底に入れ、柱を据えた後、掘方内に根巻き状に川原石を詰め込む地固めが行われた点にある。外郭南門下は軟弱地盤であり、建物上部の重量を支え、不等沈下を防ぐことを目的とした工法であったと推測され、この柱穴の断面を立体模型として現地に表示した。

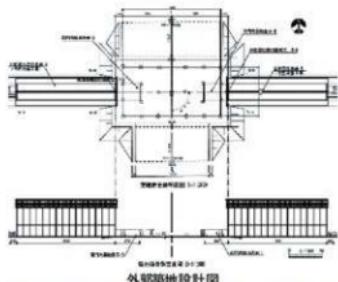
整備では調査で検出した柱穴掘方の形状や規模が具体的にイメージしやすいように樹脂素材により平面表示したほ

か、見学者が座れる高さで柱を設置。築地が門の内部に1間分入り、外郭南門の上部を支える構造を視覚的に理解できるよう立体表示。門の内側に入り込む築地を止める塙板も再現した。

**外郭南門の画像復元** 立体整備をしない外郭南門は、復元画像を作成し、当時の姿をスマートフォンやタブレット端末を用いたAR(拡張現実)やVR(仮想現実)により、往時の胆沢城について視覚的な理解を深める方向性とした。

発掘調査で検出した造構と出土瓦から総瓦葺の掘立柱建物と想定した外郭南門は、同時期に櫓も存在するため軍事的緊張感を反映させた櫓門（楼門）とし、あまり荒々しくなりすぎない意匠とした。胆沢城正面の儀式的空間の象徴として、壁は土壁とするが、華やかな感じられるように高欄とし、装飾性を高めるため、東大寺法華堂を参考に横連子を付けた。上層部は、正面の三戸は内開き戸、両側面は連子窓とし、採光を考慮した。昇降装置は梯子とした。

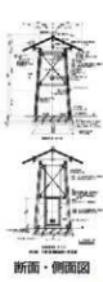
また、軒平瓦の凸面に赤色顔料の痕跡がないことから、白木の柱を想定。無垢材古色風とした。鬼瓦の胴体数から降棟をもつ切妻屋根とした。壁は装飾性を高めた意匠とするため、絵巻を参考に白土塗りとした。



外郭築地設計図



外郭築地の立体表示と植栽



断面・側面図



外郭築地立体表示の内部



外郭築地の立体表示と史跡標識



外郭築地の立体表示



外郭南門・築地の画像復元図

**外郭築地の遺構表示** 外郭築地は、外郭南門から東西に延びる土塁で、その痕跡は整備直前まで市道として使用された。発掘調査の結果、遺構の遺存状況は極めて悪く、築地本体は確認できなかったため、他の外郭線の調査成果を基に外郭南辺築地の検討をした。その結果、土層断面の検討から旧表土を削り出した壇状の基底幅は5.0m、築地の基底幅は2.4m(8尺)、積土の長さを3.0mと推定。検出された築地版塗ブロックの表面に漆喰や白土塗剥落がなかったため、築地層の表面仕上げを施していないとした想定した。

外郭南門地区の出土瓦枚数、外郭南門周辺の瓦廃棄土坑跡の集中検出、さらに外郭南門から離れるにつれ瓦出土量は減少、外郭南辺以外の外郭辺では瓦はほぼ出土しない状況。築地表面は表面仕上げを施していない可能性が高く築地の瓦屋根が倒壊した状況もみられない。以上の調査事例から、築地屋根は瓦葺ではないと推測した。

**外郭築地の立体表示** 築地は、基底幅2.4m(8尺)、上部幅1.83m(6尺)、版築部分の高さ4.2m(14尺)、屋根までの高さ約5.4m、長さ15mを立体表示。築地の上部幅は、現存する重要文化財指定築地の基底幅に対する上部幅の比を参考とし、築地高さと延喜式築垣における遞減率より成立する幅とした。また版築部分の高さは、外郭南門中央間が14尺のため、正方形に近い間口を想定し、外郭南門の柱高を約14尺と推定。これにより築地総高を14尺とした。

築地屋根は、鎮守府としての意匠と整備時期には外郭南門が瓦葺と想定されることも踏まえ板屋根とした。また板屋根は、「一遍墨絵」・「幕船絵図」・「洛中洛外図」等の絵巻に見られる流板葺とし、屋根板はクリの割板の三枚重ねとした。これら築地の再現(立体表示)については、「史跡等における歴史的建造物等の復元の取扱いに関する専門委員会」(復元検討委員会)の審査を受けた。

**立体表示の仕様** 整備開始後の地盤調査の結果、版築による築地の復元整備を行うには許容支持力が小さいこと、遺構面までの深さが浅く地盤改良を行えないことから、地下に存在する遺構を保護するために、古来からの工法で重量のある版築工法による築地復元を行うことが困難と判断。また、気候風土等の設置条件が類似する東北城柵における築地復元手法及び現状を確認した結果、冬季養生に対する労力のほか築地部分の崩壊や痛み、ひび割れなどの発生に対する補修が共通の課題としてあることが判明した。

これにより築地の立体表示は、躯体は鉄骨プレス構造とし、軽量性・耐久性・強度・表現性に優れた繊維強化プラスチック(FRP)に、耐候性・防水性が非常に高く、自然な手触り質感を持つ自然石及び珪藻土を配合した、アクリル樹脂による塗装仕上げを行う立体パネル表示とした。築地立体表示の東側50m、西側50mは、季節の花で彩りを演出できる常緑低木を高植栽して表示した。



東櫓設計図



西櫓設計図



東櫓復元図



西櫓復元図



東櫓現地表示



西櫓現地表示



外郭外溝現地表示

**櫓の整備と画像復元** 胆沢城の外郭施設を構成する遺構に櫓がある。櫓は外郭線上に計画的に配置されており、発掘調査により判明した外郭施設と政府施設の位置の検討結果から、外郭総長を 2250 尺として 10 分割した 225 尺方眼上に位置し、66m 程の間隔で設置されたとみられている。また櫓周辺で瓦出土量が増加する傾向はないことから、櫓に瓦は葺かれていなかったと推測した。

**東櫓** 外郭南門の東 65m に位置する建物である。ここで検出した櫓は、他の外郭線で検出された櫓と同様の構造と推測され、東西（桁行）全長は推定 5.4m（計画尺は 9 尺等間の 18 尺）、南北（梁行）は推定 3.9m（13 尺）とみられ、梁行で築地をまたぐ構造である。

**西櫓** 外郭南門の西 65m に位置する建物である。ここで検出した櫓は、城内の他の櫓とは異なり南北（桁行）方向の北側の柱間で築地を跨ぎ、築地より南に一間に張り出す建物である。規模は推定で南北全長は西側柱筋で約 6.6m（北から 3.9m, 2.7m, 計画尺は 13 尺 + 9 尺の 22 尺）、東西全長は南側柱筋で全長 3.6m（計画尺は 12 尺か）である。

**平面表示** 外郭南門と同様樹脂素材により柱を表示し、植栽表示した築地が櫓の下にある構造を視覚的に理解できるように整備した。

**画像復元** 基本構造は、『一遍上人絵伝』等に見られる絵巻を参考とし、南門同様構造上安定させるため櫓が築地に

載る構造とした。整備対象時期である 9 世紀末から 10 世紀前葉には戦闘性が薄れないと想定し、矢倉の設置は行わなかった。また、腰壁は盾を使う前提として直壁とし、昇降装置は梯子とした。

**復元画像の活用** 本地区整備において現地に立体表示したもののは外郭南門脇の外郭築地各 15m であり、来場者の視覚を補うためスマートフォンやタブレットを用いて胆沢城の大きさを体験する「AR 胆沢城」とガイダンス施設内でゴーグルを用いて体験する「VR 胆沢城」と施設のエントランスホールで上映を行う映像を作成した。

「AR 胆沢城」では、外郭南門現地でタブレットなどをかざすと巨大な門の復元画像が実物大で出現。人が門に近づきタブレットをタップすると門が開き、歩いて復元画像の門をくぐることができる。また、南門の 2 層目や櫓の上に登る体験も可能にした。このほか、坂上田村麻呂、阿豆流為の画像と一緒に記念撮影ができる機能や、ガイダンス施設である埋蔵文化財調査センター及び歴史公園に設置されたチャレンジマーカーを探し出し、難問に挑戦するクイズを搭載。室内や現地でなくても外郭南門の復元画像をみられるように、マーカーカードをアプレで映すと手乗りサイズの門が出現するようにした。

「VR 胆沢城」では、ゴーグルを着用し、胆沢城を上空から一望し、政庁等の施設の再現映像もみられるようにした。



入口広場と史跡名称サイン



背付きベンチ



Wi-Fiステーション



歴史公園入口表示



AR胆沢城アプリ (上) と  
タブレット・ゴーグル  
貸出案内 (左上、右上)



VR胆沢城



資料提供：一般財団法人奥州市文化振興財団奥州市埋蔵文化財調査センター

### 胆沢城跡歴史公園の概要

整備範囲 外郭南門周辺の南北 186.9m、東西 154.6m、  
整備面積 13,500 m<sup>2</sup>

整備期間 平成23(2011)年度～令和元(2019)年(9年間)

整備費用 約45,820万円（うち国庫補助約22,000万円）

整備内容 詳述したものを除く

\*復元表示 外郭外溝・外郭内溝

\*ソイルコンクリート舗装表示 南大路・城内南大路

\*付帯施設 ベンチ（背付き2基、背なし3基）、車止め

\*管理施設 照明灯（4基）・柵

\*屋外展示施設 入口名称サイン・史跡名称サイン

全体エリア案内板・遺構解説板

\*植栽 築地植栽・修景植栽・地被植栽

史跡整備後の管理・運営 整備完了後の胆沢城跡第1期外郭南門地区を歴史公園として位置づけ、管理・運営するにあたり、「奥州市歴史公園条例」(平成18年2月20日条例第117号を令和元年6月20日条例第3号で改正)と「奥州市歴史公園条例施行規則」(平成18年2月20日規則第77号を令和元年6月20日規則第2号で改正)を施行。令和元年6月29日より「胆沢城跡歴史公園」として、一般公開を開始した。歴史公園を開設するにあたり、整備地南側に隣接する平成5年に胆沢城跡のガイダンス施設として開館した奥州市埋蔵文化財調査センターの指定管理者である一般財団法人奥州市文化振興財団に公園内の植栽等の維持管理のほか、来園者の見学案内、タブレットやヘッドラマウントディスプレイ等の貸出業務等を委託している。

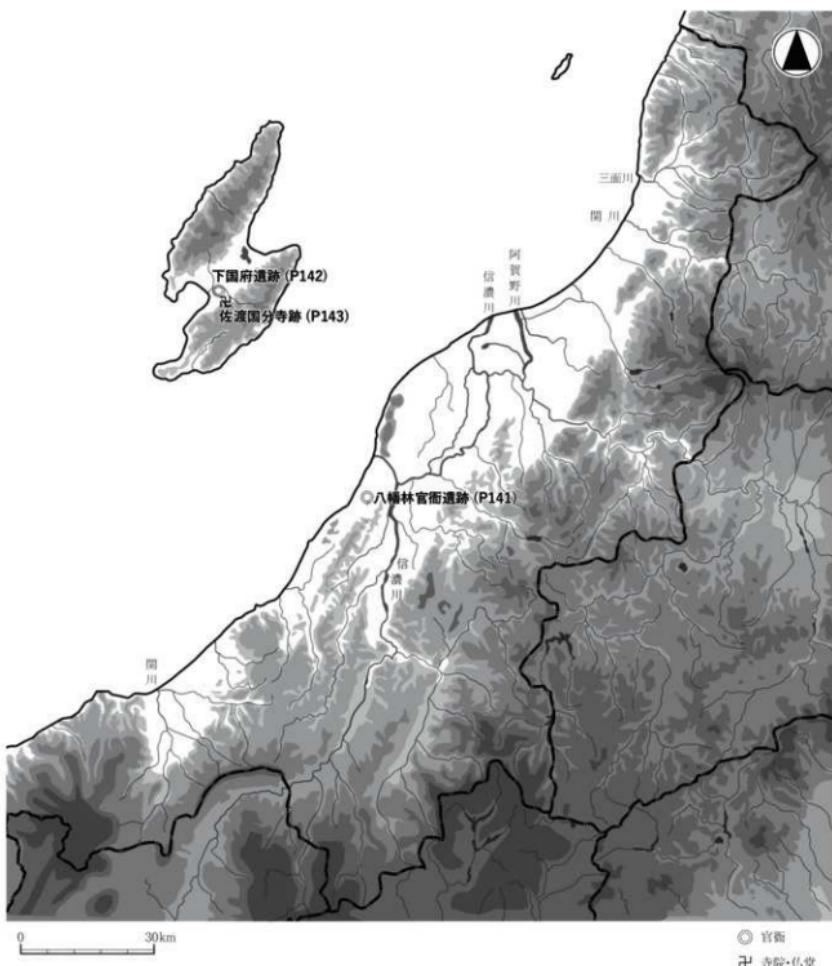
高橋千晶（奥州市教育委員会）

### 【関連文献】

奥州市教育委員会 2020『国指定史跡胆沢城跡第1期外郭南門地区保存整備事業報告書』

水沢市教育委員会 2003『胆沢城跡整備基本構想「胆沢城歴史の里」創造プラン』

## 新潟県





は ち ま ん ば や し か ン が い せ き  
**八幡林官衙遺跡**

新潟県長岡市



史跡近景(平成3年確認調査時)



史跡説明板設置状況

八幡林官衙遺跡は約37,600m<sup>2</sup>が国指定史跡となり、当時の和島村により公有地化が進められた。一部に未買収地が残り、現況は山林・休耕田で史跡整備はほとんど行われていないが、隣接する道の駅芝生広場には地元団体によって説明板が設置されている。また、長岡市では「長岡市総合計画」に基づいて地域の歴史的資源として活用を図っており、現地案内や学習会などの普及活動を継続的に行っている。

田中祐樹（文化庁）



遺跡現況(南西から)

## 【基本情報】

**遺跡名** 八幡林官衙遺跡(はちまんばやしかんがいせき)**所在地** 新潟県長岡市両高・島崎**指定の有無と指定年月日**

国史跡(平成7(1995)年3月15日)

**立地環境と遺跡の規模** 越後平野西端、郷本川(旧島崎川)左岸に位置する丘陵(標高28~42m)、低地(標高16m前後)に所在する。**遺跡の年代** 8世紀前半~10世紀前葉**遺跡の概要** 古代越後国古志郡における重要な官衙遺跡。奈良時代の大型掘立柱建物群が検出され、低地(A地区)では完形の「都司符」(第1号木簡)や養老年号をもつ「沼重城」と記された木簡(第2号木簡)が出土した。第2号木簡は、日本最古の城柵である渟足柵が「沼重城」と名称を変え養老年間まで存続したことを示す重要な文字資料として全国的に注目を集めた。**発掘調査初年** 平成2(1990)年**整備実施年** 令和3(2021)年説明板設置

「発掘調査成果編」の参照ページ 第3分冊 pp.121-130



## 【関連文献】

和島村教育委員会 1997『国指定史跡 八幡林官衙遺跡』

しも こ う い せき  
下国府遺跡

新潟県佐渡市



史跡近景



史跡説明板

下国府遺跡は、遺跡の範囲が150,000 m<sup>2</sup>あり、現況は水田・畑地である。そのうち二重の堀に囲まれた2棟の掘立柱建物が所在する約2,400 m<sup>2</sup>が国指定史跡範囲となっており、公有地化されている。その範囲は昭和50(1975)年に県営圃場整備事業に伴って発掘調査された箇所である。

史跡範囲内では、植栽による掘立柱建物の位置の表示、史跡標柱・説明板の設置等の整備が実施され、遺跡公園として活用されている。

鹿取 涉（佐渡市）



史跡整備状況

## 【基本情報】

遺跡名 下国府遺跡（しもこういせき）

所在地 新潟県佐渡市竹田

## 指定の有無と指定年月日

国史跡（昭和51(1976)年6月21日）

立地環境と遺跡の規模 国中平野の西側、標高12～21mの沖積地から台地上。遺跡の範囲は東西約0.8km、南北0.25km、面積15haを測る。

## 遺跡の年代 9～10世紀

## 遺跡の概要 奈良・平安時代の佐渡国の国府推定地の1つ。

発掘調査により、二重の堀に囲まれた中に、桁行3間、梁間2間の掘立柱建物2棟が南北に並ぶという特殊な建物配置が見つかっている。

発掘調査初年 昭和50(1975)年

整備実施年 昭和52(1977)～昭和54(1979)年

「発掘調査成果編」の参照ページ 第3分冊 pp.149-153



遺跡の位置図

## 【関連文献】

真野町教育委員会 1977『下国府遺跡』

真野町教育委員会 1980『史跡 下国府遺跡』

佐渡市教育委員会 2011『植風城跡・下国府遺跡』

# さどこくぶんじあと 佐渡国分寺跡

新潟県佐渡市



史跡遠景

## 【基本情報】

**遺跡名** 佐渡国分寺跡（さどこくぶんじあと）**所在地** 新潟県佐渡市国分寺**指定の有無と指定年月日**

国史跡（昭和4（1929）年12月17日）

**立地環境と遺跡の規模** 小佐渡丘陵の北西端の河岸段丘上に立地。遺跡の範囲は東西約0.2km、南北0.15km、面積3haを測る。**遺跡の年代** 8～10世紀**遺跡の概要** 奈良・平安時代の佐渡國の國分寺跡。南大門・中門・回廊・金堂・新堂・塔の礎石が残存するが、講堂・僧房や寺の範囲を区画した施設（塀・柵・溝）は見つかっていない。**発掘調査初年** 昭和46（1971）年**整備実施年** 昭和46（1971）～昭和48（1973）年

「発掘調査成果編」の参照ページ 第3分冊 pp.177-182



遺跡の位置図



佐渡国分寺跡は、遺跡の範囲が 30,000 m<sup>2</sup>あり、現況は山林である。史跡内は民地であり、公有地化には至っていない。昭和 4 (1929) 年、新潟県内で最初の国史跡として

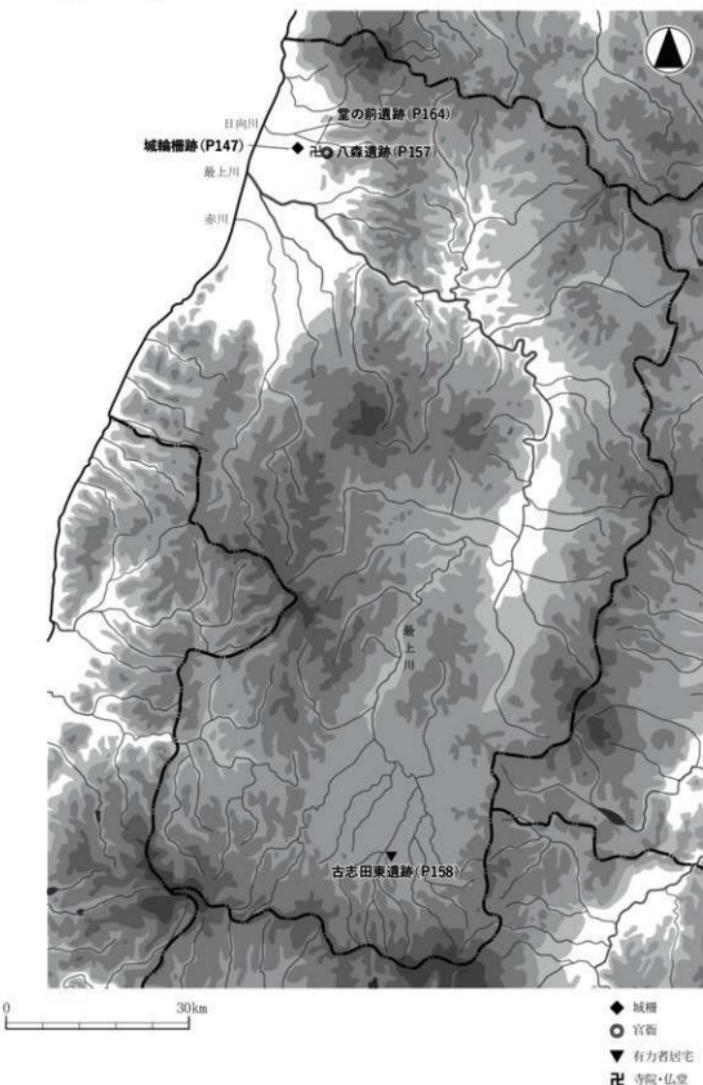
指定されている。史跡整備は山林を切り開いて実施され、礎石の露出展示や史跡標柱・説明板が設置され、遺跡公園として活用されている。

鹿取 渉 (佐渡市)

#### 【関連文献】

- 新潟県 1986 『新潟県史 通史編』原始・古代
- 佐渡市教育委員会 2004 『佐渡国分寺跡 I』
- 佐渡市教育委員会 2005 『佐渡国分寺跡 II』
- 佐渡市教育委員会 2008 『佐渡国分寺跡発掘調査報告Ⅲ 伽藍周辺の調査』
- 新潟県佐渡市 2020 『佐渡国分寺遺跡群展・講演会 資料集』

## 山 形 県





きのわのさくあと

# 城輪柵跡

山形県酒田市



政庁東門と鳥海山

## 【基本情報】

遺跡名 城輪柵跡（きのわさくあと）

所在地 山形県酒田市大字城輪字嘉平田ほか

## 指定の有無と指定年月日

国史跡（昭和7（1932）年4月25日）

**立地環境と遺跡の規模** 日本海から西へ約6.8kmの沖積地上。一边約720mの方形で、面積は約52ha。標高約13m。

**遺跡の年代** 9世紀前半～11世紀前半

**遺跡の概要** 平安時代前半の出羽国府として計画的に造営された官衙遺跡である。一边が約720mの外郭施設と約115mの政庁には、それぞれ東西南北に門が設置されている。土器以外にも瓦や硯、施釉陶磁器が多く出土している。

発掘調査初年 昭和6（1931）年

整備実施年 昭和59（1984）～平成6（1994）年

「発掘調査成果編」の参照ページ 第3分冊 pp.201-210



遺跡の位置図



遺跡全景（南西から）

### 整備事業の概要

城輪柵跡は、昭和6(1931)年の文部省による調査を受け、翌昭和7(1932)年に国史跡に指定された。その後、昭和30年代から平成9年頃まで継続的に発掘調査が行われている。これまでの一連の調査成果から、一辺が約115mで区画された政庁を中心に、約720mのほぼ正方形の外郭を有する平安時代の遺跡であることが判明している。近年は、宅地造成など小規模な開発行為に伴う緊急発掘調査が時々行われている程度で、学術調査は実施していない。なお、国史跡の指定範囲については、昭和7(1932)年の指定時には外郭線が含まれる地番を指定地としている。その後、昭和56(1981)年に政庁部分が追加指定されている(史跡指定範囲図)。外郭線の内側は埋蔵文化財包蔵地ではあるが、全体が国史跡の指定地とはなっていない。

国史跡に指定された翌年の昭和8(1933)年頃から、当時の本楯村、上田村によって遺跡の保護を目的とした整備が始まられている。手法としては、基本的に史跡範囲を示す標柱の設置が実施され、現在も当時の標柱が残り、酒田市によって管理されている。

その後、昭和30年代以降の発掘調査成果から遺跡の中心部となる政庁範囲が明らかとなり、酒田市によって政庁域を含むエリアが公有地化された(昭和41~43(1966~1968)年度、55(1980)年度)。

そして、昭和59(1984)年~平成6(1994)年度まで公有地化した政庁域の本格的な保存整備事業が開始された。なお、平成元年度には、文化庁による史跡等活用特別事業(「ふるさと歴史の広場」事業)に採択され、平成3(1991)~6(1994)年度に政庁域で発見された建物遺構の一部が実物大復元された。

### 整備の方針と工事

城輪柵跡の整備事業における基本方針は、史跡の保存を第一の目的としつつ、その歴史的環境の保全と活用、そして文化的な都市空間づくりのための一拠点としての付加価値を与えることであった。するために、発見遺構を可能な限り立体的に復元し、史跡の概要が誰にでも分かり、史跡に親しめる場所とすることを目指し整備が実施された。地域の歴史を学ぶ場、自然的・人文的景観の中で憩いややすらぎを得られる空間、さらには、遺跡が立地している農村部



と市街地との交流の場として活用されることを目指した。

昭和59（1984）年～平成6（1994）年度の整備事業では、遺跡の中心部に当たる約34,000m<sup>2</sup>が対象となり、大掛かりな盛土や整地を行い、史跡公園として整備された。前述のとおり、公園内には政府南門、東門、築地塀の一部が実物大に復元されている。復元建物の部材としては、出土した柱根の大半が杉材を用いていることから、秋田県産の杉材を使用している。

その他の遺構についても、建物跡については柱穴が検出された場所に高さ約40cmの石柱を配置し、復元していない築地塀部分は植栽によって表現がなされている。

#### 活用と現在の課題

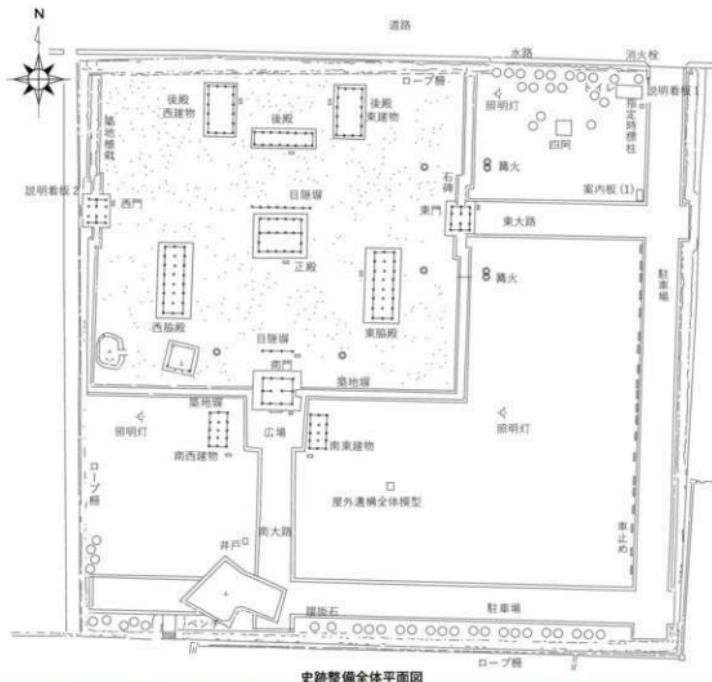
平成6（1994）年度に整備事業は終了し、公園設備が完成すると同時に、その活用についても検討された。

継続的な利用としては、地元の中小学生が社会科の授業の一環として訪れ、地域の歴史を学ぶ場となっている。また、整備の方針として多くの市民が史跡に親しめることを目指しており、その実現のために平安時代をテーマとした住民参加型のイベントが企画、実行された。整備した公園内を舞台に「国府の火まつり」というイベントが平成4（1992）年から始められ、酒田市内外のみならず、全国各地の民俗芸能団体による公演が行われていた。最も多い時には1万人以上の来場があったが、現在イベント型の事業

などは行われていない。

中小學生が学校の授業として訪れてはいるが、史跡公園という存在自体が子どもたちだけではなく、保護者や地元の学校の先生たちに十分理解されているとはいえない。地元小学校の先生からは、「職員会議の中で、『城輪柵跡の公園はどういう場所なのか、子どもたちだけで遊びに行っていい場所なのか、普通の公園とは何が違うのかよくわからない』」というような議論があった、と指摘を受けたこともあり、整備した施設の活用方法を検討するうえで、地元の理解が不可欠であることを改めて認識している。

整備したハード面においては、約30年が経過し、復元建物をはじめ、さまざまな箇所で劣化があり、改修や維持メンテナンスの機会が増えている。大型の復元建物もあり、今後、大掛かりな改修が必要になることは間違いない。早急に史跡の保存活用計画を策定し、計画的な改修工事の実施を検討している。



政府南門（復元）



政府東門（復元）

#### 復元建物について

城輪柵跡の整備事業で最も目玉といえるものは、実物大に復元された政庁域の建物である。

これらの建物復元は、文化庁による事業に採択されたことによって可能となったが、東日本において平安期の建物で現存するものではなく、掘立柱建物については全国的にも現存例がないことから、復元に際しては、奈良県の法隆寺

や東大寺、唐招提寺などの寺院建築を参考としている。また、瓦については、実際に出土している軒丸瓦、軒平瓦を再現しているが、鬼瓦は出土していないため、平安京朝廷の瓦を参考にして復元している。彩色は、城輪柵跡で出土した遺物や遺構に彩色の痕跡は確認されていないが、仙台市郡山遺跡の瓦に彩色の痕跡があるということを根拠に赤色塗料によって彩色している。



築地堀（復元）



井戸跡（復元）



南大路と南門



後殿跡



正殿跡



南西建物跡



築地堀（植栽）



西門跡



駐車スペース



車止め



ロープ柵



照明（ライトアップ用）



築地塀の雪回い



防犯灯



腰掛石



植栽



消火栓



遺構表示板（南門）



遺構表示板（東門）



遺構表示板（周辺の遺跡）

#### 史跡公園内の便益施設

史跡公園内には、見学者のための設備が複数設けられている。自家用車やバスで来訪する見学者が大半を占めており、駐車スペースは広く確保されている。そのほかにも、トイレや休憩できる四阿（あずまや）、腰掛石、政府の復元模型や案内板、遺構の説明板が設置されている。他に、施設を維持するために必要な照明設備、消火栓などがある。

#### 酒田市が行っている主な業務

- 草刈り（年3回）
- 積雪に弱い復元築地塀の雪回い作業
- 砂利敷きになっている駐車スペースの整備（年一回）
- トイレの清掃
- ライトアップ（主に夏季、Instagramで発信）
- 植栽の手入れ
- 定期的な巡回



説明看板 1



史跡標柱（昭和7年設置）



説明看板 2



石碑（平成3年設置）



トイレ



四阿（あずまや）



復元模型



案内板



史跡範囲（東北隅）標柱



昭和6年調査地点標柱



史跡範囲（集落内）標柱



史跡範囲（市道脇）標柱



史跡範囲（県道）標柱



外郭東門標柱



史跡範囲（東南隅）標柱



外郭北門標柱

#### 史跡範囲を示す標柱

昭和7（1932）年の国史跡指定後、遺跡の保護と史跡範囲を明らかにするため、当時の木幡村、上田村によって多くの標柱が設置された。外郭線の各端や昭和6（1931）年に調査を行った場所、外郭の各門の位置などに現在も当時のまま置かれている。

これらの標柱は大半が個人の土地に設置しているため、酒田市が毎年土地所有者と賃貸契約を締結し、借り上げている。



外郭西門標柱



現在の政府北方地域



政府北方地域の発掘風景



旧城輪柵跡出土品展示室

#### 政府北方地域と出土品の公開展示について

政府の北側約2万m<sup>2</sup>の範囲は、酒田市が買い上げ公有化している。ここには、整備事業が進む中、城輪柵跡のガイダンス施設を建設する計画が立てられた。建物の設計も行われ、平成3（1991）年から平成9（1997）年まで17,411m<sup>2</sup>が発掘調査された。しかし、調査終了後、ガイダンス施設の建設事業は中止となり、現在に至るまで更地となっている。また、市立島海小学校の敷地内に遺物の展示施設があり、見学者を受け入れていたが、建物の老朽化

によって現在は閉鎖されている。城輪柵跡の出土品は、市立資料館や鶴岡市の致道博物館に一部が展示されているが、大半の資料は収蔵庫に保管されほとんど見ることができない状態となっている。出土品の一般公開は現在大きな課題となっている。



腐朽した木製ベンチ



倒れたロープ柵



劣化した復元建物



壊れた標柱基部



落ちかけた瓦の補修作業



維持資材の保管 (藁地壠の中)



雪囲い作業



草刈り作業



整備当初復元された目隠し壠



現在の目隠し壠展示状況

#### 史跡整備における劣化について

平成6(1994)年度の整備事業から約30年が経過し、復元した建物や公園内の設備において劣化が進行している箇所が複数存在する。一例としたのは、整備事業で復元した南門北側の目隠し壠の写真である。木製の柱の根本が腐朽し、壠が傾き倒壊の恐れがあったため、撤去し代わりに

柱位置に円柱を設置し展示している。この他にも、この30年間に繰かな修繕などは行っているが、場所によっては大規模な改修工事が必要となるものもあり、今後も史跡公園として維持していく上で課題となっている。

渡部裕司（酒田市教育委員会）

#### 【関連文献】

酒田市教育委員会 1998 「史跡城輪柵跡保存整備事業報告書」 酒田市教育委員会

はちもりいせき  
**八森遺跡**

山形県酒田市



解説板



政庁域全景



政庁域に残る礎石

昭和 50 年代から長期間発掘調査が実施され、遺跡内の主要な施設について明らかとなっている。しかし、城柵官衙遺跡としての性格については、周辺の関連遺跡との関係性も含めて改めて検討が必要である。整備状況としては、八森遺跡の中心部は酒田市（旧八幡町）が公有化しており、現地には説明看板が設置されている。公有地がある場所は、旧八幡町が整備した八森自然公園に隣接し、周りは畠地となっている。公有地内には建物の礎石が現在も地表に残っている。遺跡の活用についても、今後検討していく必要があるだろう。

渡部裕司（酒田市教育委員会）

## 【基本情報】

遺跡名 八森遺跡（はちもりいせき）

所在地 山形県酒田市市条字八森

## 指定の有無と指定年月日

酒田市指定史跡（平成元（1989）年 7 月 24 日）

**立地環境と遺跡の規模** 庄内平野東端の河岸段丘上。範囲は東西 400m、南北 150m、面積約 5.9ha。標高約 60m（政庁域）。

**遺跡の年代** 9世紀末～10世紀前半

**遺跡の概要** 遺跡の中心は標高約 60m の中位段丘上にあり、「品」字型に配置された建物群と圍郭施設が検出されている。また低位段丘上にも複数の建物跡と围郭施設がある。出土遺物は 9世紀後半から 10世紀代が中心となっており、軒平瓦も出土している。

**発掘調査初年** 昭和 52（1977）年**整備実施年** 平成 58（1983）年

「発掘調査成果編」の参照ページ 第 3 分冊 pp.211-216



遺跡の位置図

ふるしだひがしいせき

# 古志田東遺跡

山形県米沢市



古志田東史跡公園全景(令和5年8月撮影)

## 【基本情報】

遺跡名 古志田東遺跡（ふるしだひがしいせき）

所在地 山形県米沢市林泉寺三丁目 374-34 ほか

指定の有無と指定年月日

国指定史跡（平成 12（2000）年 9 月 6 日）

立地環境と遺跡の規模 米沢盆地の南端、標高 257m の  
松川（最上川）扇状地の扇央～末端部。遺跡の範囲は  
東西 71m、南北 98m、面積 8,859 m<sup>2</sup>。

遺跡の年代 9世紀後半～10世紀前半

遺跡の概要 平安時代の豪族居宅跡

発掘調査初年 平成 9（1997）年

整備実施年 平成 13～15（2001～2003）年度

「発掘調査成果編」の参照ページ 第3分冊 pp.257-262



遺跡の位置図



古志田東遺跡周辺の空中写真 (Google Maps 2023 に加筆)

#### 遺跡の発見から保存、調査、整備までの経緯

古志田東遺跡は、平成 9・10 (1997・1998) 年度に米沢市開発公社（現米沢市土地開発公社）の林泉寺住宅用地（林泉寺ニュータウン）造成（第5期）事業に伴う試掘調査で発見され、平成 11 (1999) 年度に記録保存を目的とした本発掘調査を実施した。調査が進むにつれて、大型の掘立柱建物跡や調査区西側の河川跡から多数の土師器・須恵器・赤焼（須恵器）土器・墨書き土器・木簡などの木製品類が発見され、平安時代の豪族居宅といった性格を持つ重要遺跡である可能性が高まってきた。これを受けて遺跡の範囲確認調査を追加で実施するとともに、文化省・山形県教育庁（当時）・米沢市開発公社と史跡指定を前提に保存の協議を始めた。

平成 12 年 3 月 6 日付けで国史跡指定の意見提出を行った。同年 5 月 19 日付けで文化審議会の答申があり、同年 9 月 6 日付けの官報告示で史跡指定を受けた。指定面積は 8,253.50 m<sup>2</sup>、指定理由は「この時期は律令社会が変容し、在地においては郡守・正倉等の施設から構成される郡衙が衰退する時期である。こうしたなかで、河川沿いに宮まれた大規模な建物を核にしたこの居館跡は、この時期の有力

者と在地社会の様相を具体的に示すものとしてきわめて貴重」である。平成 12 (2000) 年度に対象地を公有化、平成 13～15 (2001～2003) 年度で古志田東史跡公園（都市公園）として整備され、現在に至る。

整備は住宅用地造成と並行し短期間で行われており、保存管理計画や整備計画は策定されず、古志田東遺跡整備検討委員会での議論を経て実施されている。

米沢市の埋蔵文化財包蔵地で国の史跡指定を受けているものは 3 件（他の 2 件は一ノ坂遺跡・館山城跡）があるが、本格的な整備が行われているのは本遺跡のみである。

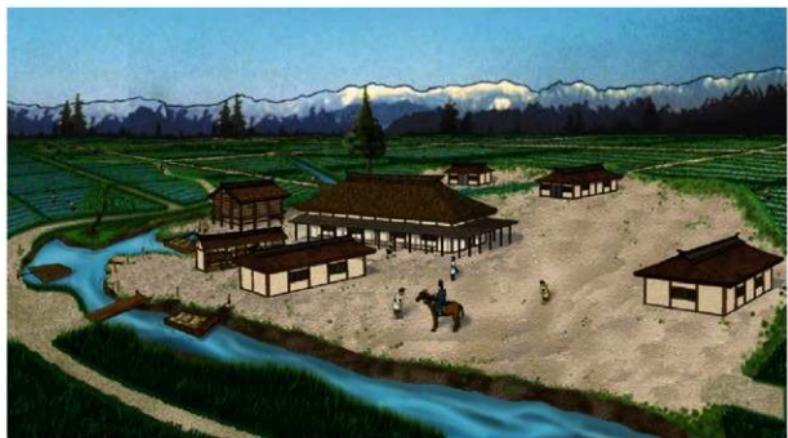
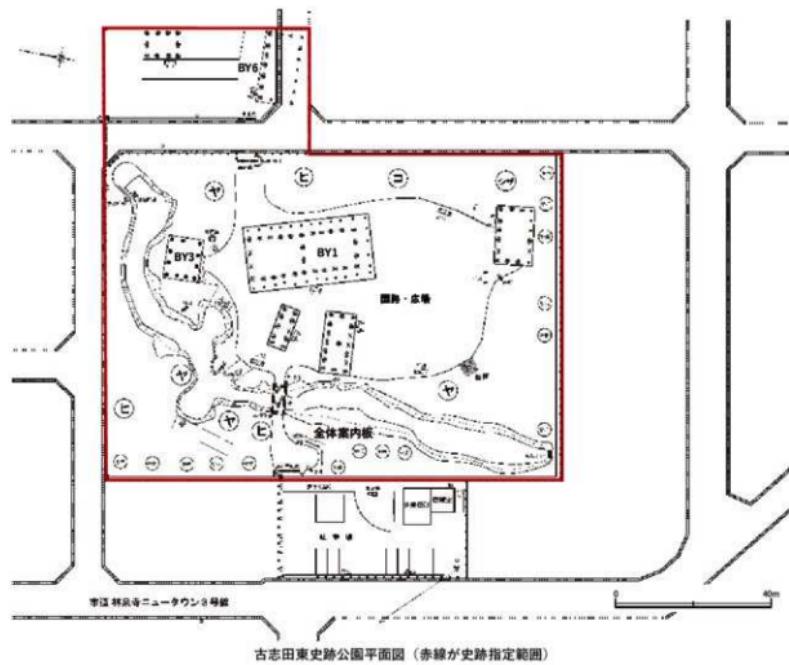
史跡指定地の公有化率は 100% で、駐車場用地などの指定地外を含めた整備面積は 8,659.44 m<sup>2</sup> である。

#### 史跡整備全体のコンセプト

古志田東史跡公園は、「住宅用地内の都市公園としての機能を持たせた上で、さらに遺跡を保存しながら地域の歴史を学べる場として活用する」ために整備を行った。建物と散策道路、広場を一体化して史跡公園の特色を生かすよう努めている。

#### 遺構表示手法

当初、茅葺屋根の主屋（BY1）の復元を検討していたが、



一般住宅が近く建築基準法や防災上の問題、建築と維持管理費の大きさから断念しており、建物は柱穴の位置を擬木で平面表示している。

高床の倉庫と推定されたBY3は、合成樹脂を用いた木柱を使用し、地表面から突出させている。他の建物跡は、合成樹脂の輪切り木柱の擬木を設置し、掘方の表示に特殊モルタル（土に硬化剤を加えたもの）舗装を使用した。

また、史跡指定範囲内に生活道路を通す必要があったため、そこで検出された建物跡の柱穴は、道路敷にコンクリート製の擬木で平面表示し、合わせて指定範囲も明示している。道路敷での設置には、米沢市建設部土木課管理担当に道路占用許可申請を10年更新で行っている。

#### 河川跡（KY1）の復元

河川跡は、古志田東遺跡の性格を考える上で重要かつ象徴的な遺構である。空堀ではなく水を流动することにより、当時の环境をイメージしやすくできるように工夫している。水は南端の吐出ビットから北に流れて北東部の吸込ビットに入り、トイレの南側にある機械室で園内を循環するよう管理している。

河川跡の表面は、特殊モルタルで土色を表現し、仕上げに凹凸の表面加工と雨滴溝を表示して自然に近い色调にしている。また、河川跡は南北に続くことから、端をなだらかに立ち上げて、河川が緩くような表现にしている。

発掘調査で木橋の存在が推定された位置に復元した橋は、橋台部は鉄筋コンクリート製であるが、橋上部と欄干は擬木調に仕上げることで景観に配慮している。

#### ガイダンス施設

ガイダンス施設は設置されていない。本遺跡から出土した遺物は、米沢市埋蔵文化財資料室（米沢市花沢町一丁目4番21号）で収蔵しており、出土遺物の一部を展示している。ここは職員が常駐している施設では無いため、見学希望の場合、米沢市教育委員会教育管理部社会文化課（以下、社会教育文化課）に事前申込が必要である。

#### 説明板等の学習施設

駐車場と接する西側入口付近に遺跡全体の説明板を2基設置している。1基は文章により遺跡の概要を解説し、もう1基は遺物写真や復元イメージ図を大きく掲示したもので、遺跡への理解を深めるものとなっている。

上記の説明板に隣接して、パンフレットポストを設置している。パンフレットは両面カラー印刷されたA3版2つ

折り（A4版8頁）の紙資料で、内容は遺跡全体説明板に準拠している。資料の補充は、社会教育文化課職員が定期的に実施している。

園内に進むと各遺構毎に説明板が付いており、遺構の規模や遺物の出土状況等を解説している。説明板には大・小2つの規格がある。

#### 便益施設

アスファルト敷きの駐車場が整備されており、乗用車で13台程度駐車することが可能で、大型バスも利用できる。駐車場南側に水洗トイレが整備されているが、冬期間は使用できない。トイレの北側に、水飲み場が設置されている。

史跡範囲の木柵は、当地方の主要雑木であるミズナラの木肌に近い擬木を採用している。

誘導標識は、平成30（2018）年度まで設置されていたが、公園へ誘導するために必要な交差点2箇所（米沢市立第二中学校前と林泉寺ニュータウン内）に設置した。

#### 維持管理

公園の日常的な維持管理は、米沢市建設部都市計画課公園総務担当が行っており、維持管理業務を置賜造園建設企業共同体に委託している。業務内容は、公園内の清掃・草刈り・芝刈り・流れ清掃・説明板の清掃・雪回し・施設雪下ろし・樹木管理等を行っている。流れ清掃と流水の消毒は、月1回行われている。

説明板の修繕は、社会教育文化課で行っており、板面の劣化したものを適宜交換している。この他、建物の柱穴の位置を示す擬木が、雑草に埋もれて見えなくなることがある。コロナ禍前は、9月第1週に市内の中学生が各事業所で職場体験を行う「米沢チャレンジウィーク」の場で、遺跡の解説と合わせて擬木周囲の清掃を行っていた。

#### 活用と課題

近隣の米沢市立愛宕小学校・第二中学校などでは、地域の歴史を学ぶ郊外授業の場として活用されている。また、河川跡の流水の高さは20cm未満で幼児でも安全に水遊びができるようになっており、夏場は家族連れで訪れる光景が見られる。ただし、誘導標識は設置したものの住宅地の中にあって目立たないため、近隣以外の認知度を高めていく必要がある。

本市の積雪は市街地でも1~1.5m程度あり、雪に備えて11月上旬から説明板等が雪回いで覆われ、流水も停止する。冬期間は公園全体が雪に埋もれてしまい、雪解けの



史跡公園全景（北から）



史跡公園東側全景（北から）



BY 3 捩立柱建物跡（倉庫）の平面表示



BY6 捩立柱建物跡 道路敷の柱穴表示



道路敷の史跡指定範囲表示



河川跡の復元と流水



係留施設（船着場）



橋



遺跡全体説明板



パンフレットポスト



パンフレット (A3版 2つ折り 8頁)



遺構説明板 (大)



案内標識 (米沢市立第二中学校前)



案内標識 (林泉寺ニュータウン内)



便益施設 (トイレ)



駐車場



降雪前の雪害対策 (雪囲い)



冬期間の古志田東史跡公園

4月まで出入り出来なくなるため、この時期の活用にも課題がある。

整備から20年近く経過し、公園設備全体に経年劣化が見られる。特に河川跡は、表面のひび割れが顕著である。

古志田東遺跡は、保存管理計画等が無く整備が進んできたが、今後再整備を検討するあたりに、まずは史跡保存活用計画の策定が急務となっている。

佐藤公保（米沢市教育委員会）

どうまえいせき  
堂の前遺跡

山形県酒田市



遺跡中心部と鳥海山



遺跡中心部と鳥海山

堂の前遺跡の重要構造が検出された中心部は、酒田市(旧八幡町)によって公有化され、現地には説明看板が一つ設置されており、公有地の定期的な草刈りが行われている。

堂の前遺跡における課題としては、1次から8次調査までの調査報告書において、出土した遺物の詳細な図面・写真が報告されておらず、遺跡および遺構の詳細な年代を検討することが困難となっている点があげられる。今後の研究の進展のためにも、調査成果の再整理が望まれる。また遺跡の活用面については、基本となるべき保存活用計画が策定されておらず、その策定も大きな課題となっている。



説明看板

【基本情報】

遺跡名 堂の前遺跡（どうのまえいせき）

所在地 山形県酒田市法連寺字堂の前5-2ほか

指定の有無と指定年月日

国史跡（昭和54（1979）年10月23日）

立地環境と遺跡の規模 庄内平野の北半中央、荒瀬川左岸の沖積低地。標高15m前後。遺跡の範囲は東西約430m、南北約470m、面積約19ha。

遺跡の年代 9世紀前半～10世紀前葉

遺跡の概要 遺跡中央部は東西240m、南北265mの溝跡で囲われ、南辺中央部に門跡がある。大型の掘立柱建物や礎石建物が整然と配置されている。また、築地塗による建物基壇跡が検出されている。大型の斗・肘木といった建物部材も出土している。出羽国分寺と考えられる。

発掘調査初年 昭和48（1973）年

整備実施年 昭和55（1980）年

「発掘調査成果編」の参考ページ 第3分冊 pp.263-266



遺跡の位置図

渡部裕司（酒田市教育委員会）